

令和6年美浦村告示第97号

令和6年第3回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月20日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和6年9月10日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和6年第3回美浦村議会定例会会期日程

| 期 日 | 曜日 | 会 議 | 時 刻 | 議 事 内 容 |
|-------|----|-----|-------|---|
| 9月10日 | 火 | 本会議 | 午前10時 | 開会 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決 決算審査特別委員会の設置 請願付託 |
| 9月11日 | 水 | 委員会 | 午前10時 | 総務経済委員会 |
| | | 委員会 | 午後2時 | 厚生文教委員会 |
| 9月12日 | 木 | 休 会 | 午前10時 | 決算審査特別委員会 |
| 9月13日 | 金 | 休 会 | 午前10時 | 決算審査特別委員会 |
| 9月14日 | 土 | 休 会 | — | 議案調査 |
| 9月15日 | 日 | 休 会 | — | 議案調査 |
| 9月16日 | 月 | 休 会 | — | 議案調査 |
| 9月17日 | 火 | 休 会 | — | 議案調査 |
| 9月18日 | 水 | 本会議 | 午前10時 | 一般質問 |
| 9月19日 | 木 | 休 会 | — | 議案調査 |
| 9月20日 | 金 | 本会議 | 午前10時 | 議案質疑、討論、採決 委員長報告、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 閉会 |

令和6年第3回美浦村議会定例会提出議案提案理由説明書

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3名の方が法務大臣より委嘱を受けて活動されております。この度、人権擁護委員の浅野 重人（あさの しげと）氏が、令和6年12月31日をもって任期満了となりますことから、その後任の候補者といたしまして、中島 みち子（なかじま みちこ）氏を推薦いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

中島氏は、美浦村舟子にお住まいで、昭和29年12月26日生まれの現在69歳でございます。昭和52年に大学を卒業後、谷和原村立福岡小学校をはじめ各地域で小学校教諭として勤務され、本村では安中小学校、大谷小学校で勤務されました。平成27年3月に退職されるまで子どもたちに向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に力を注がれました。

また、令和4年から美浦村国際交流協会に属し、外国人の子どもたちに対して、日本での生活に慣れるよう生活面、学習面での支援をされております。

同氏は明朗・誠実な人柄で、人権擁護等に広く理解があり、地域社会に幅広く貢献いただける意欲の持ち主であることから、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年7月16日に専決処分を行いましたので、同条3項に基づき御報告をするとともに、御承認をお願いするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分の内容といたしましては、令和6年6月23日、美浦村役場東側職員駐車場から後進にて出発した際に、後方確認を怠ったため相手方車両に追突し、車両後方のバンパーを破損させました。

この件につきましては、美浦村の過失割合は100%であるため、速やかに損害箇所の補修及び賠償額の支払いを完了すべく、手続きを進めました。

相手方とはすでに和解もしており、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求は行わないことを確認しております。

以上、議案第1号 専決処分を行いました損害賠償の額の決定及び和解につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本村教育委員であります、浅野 千晶（あさの ちあき）氏が、本年11月1日をもって任期満了となりますことから、後任として、林 美恵子（はやし みえこ）氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和10年11月1日までの4年でございます。

林氏は、美浦村木原にお住まいで、昭和33年生まれの66歳でございます。昭和56年に文教大学を卒業され、茨城県教職員に採用されまして、教諭として旧牛久市立奥野小学校を振り出しに、江戸崎町立江戸崎小学校、阿見町立阿見第一小学校、美浦村立木原小学校を歴任され、平成26年3月に退職されております。

退職後は、平成28年4月から木原小学校の学校評議員として現在も御尽力をいたしており、昨年度から統合小学校準備委員会委員としても御尽力いただいております。

林氏は人格・識見ともすぐれ、長きにわたり教育に情熱を傾けられ、村民の皆様から信頼されている方でありますので、本村教育の発展のために御尽力いただけると確信し、教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きください。

本村教育委員であります、石橋 慎也（いしばし しんや）氏が、本年11月1日をもって任期満了となりますことから、保護者枠の後任として、武田 美佐登（たけだ みさと）氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和10年11月1日までの4年でございます。

武田氏は、美浦村定光にお住まいで、昭和53年生まれの45歳でございます。平成13年に日本女子体育大学を卒業され、その後、平成29年5月まで一般企業に務めたのち、平成29年6月からは、NPO法人ジョイナスみほに勤められており、みほ文化講座の講師として、親子向けの体操や知育等について教えられております。

また、平成29年度から令和3年度まで、安中小学校PTA役員として、また、令和5年度からは美浦中学校PTA役員として、先生や地域の人たちと協力し、子どもたちのすこやかな育ちをサポートされております。

武田氏は人柄、識見ともにすばらしく、子育て世代の代表として、積極的に本村教育の発展に御尽力いただけるものと確信し、教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いする次第であります。

以上、議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について、御説明申し上げました。御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が施行されていることに伴い、同法の引用条項に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

以上、議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

本案は、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給等を速やかに行うため、専門的見地から災害との因果関係等を審査する委員会を設置する規定を設けるほか、所要の規定を整備するものでございます。

以上、議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行され、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正されることに伴い、引用条文に条ずれ等が生ずるため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について、御説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。

本案は、茨城県内全市町村をもって組織する茨城租税債権管理機構において、規約の一部に変更が生じたため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より、個人住民税均等割の賦課徴収と併せて一人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなったことから、国税に係る分を含めて事務処理を行うために、茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）を変更するものでございます。

以上、議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について、御説明申し上げます。

御審議のうえ、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案第8号 財産の取得について（R06美浦村給食配送車購入）

議案第9号 財産の取得について（R06大谷小学校給食室厨房機器購入）

議案第10号 財産の取得について（R06美浦小学校給食用備品購入）

議案第11号 財産の取得について（R06美浦小学校配膳室用給食機器購入）

議案第8号から第11号までの議案につきましては、予定価格が700万円を超える財産の取得であるため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第8号 財産の取得について（R06美浦村給食配送車購入）について、御説明申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

本業務につきましては、大谷小学校の給食室で調理した給食を、美浦小学校に運ぶための配送車を購入するものでございます。

まず、1の契約の目的は、「美浦村給食配送車購入」でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込7,525,298円、うち消費税及び地方消費税の額は678,848円でございます。

4の契約の相手方でございますが、「三菱ふそうトラック・バス株式会社 北関東ふそう土浦支店」となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から来年の3月24日までとなっております。

6の予算の支出科目でございますが、一般会計の保健体育費からの支出となっております。

続きまして、議案第9号 財産の取得について（R06大谷小学校給食室厨房機器購入）について、御説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きください。

本業務につきましては、大谷小学校給食室で使用する厨房機器等の購入、搬入及び据え付けまでを行う業務内容でございます。

まず、1の契約の目的は、「大谷小学校給食室厨房機器購入」でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込19,668,000円、うち消費税及び地方消費税の額は1,788,000円でございます。

4の契約の相手方でございますが、「茨城アイホー調理機株式会社」となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から来年の3月31日までとなっております。

6の予算の支出科目でございますが、一般会計の保健体育費からの支出となっております。

続きまして、議案第10号 財産の取得について（R06美浦小学校給食用備品購入）について、御説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きください。

本業務につきましては、美浦小学校で使用する食器や食缶等の給食用備品等の購入業務でございます。

まず、1の契約の目的は、「美浦小学校給食用備品購入」でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込9,481,340円、うち消費税及び地方消費税の額は861,940円でございます。

4の契約の相手方でございますが、「日本調理機株式会社茨城営業所」となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から来年の3月31日までとなっております。

6の予算の支出科目でございますが、一般会計の保健体育費からの支出となっております。

続きまして、議案第11号 財産の取得について（R06美浦小学校配膳室用給食機器購入）について、御説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

本業務につきましては、美浦小学校の配膳室で使用するコンテナや保冷庫等の購入、搬入及び据え付けまでを行う業務内容でございます。

まず、1の契約の目的は、「美浦小学校配膳室用給食機器購入」でございます。

2の契約方法につきましては、指名競争入札による契約となっております。

3の契約の金額でございますが、税込10,607,300円、うち消費税及び地方消費税の額は964,300円でございます。

4の契約の相手方でございますが、「茨城アイホー調理機株式会社」となります。

5の履行期間につきましては、議会の議決をいただいた上で行う本契約日の翌日から来年の3月31日までとなっております。

6の予算の支出科目でございますが、一般会計の保健体育費からの支出となっております。

以上、議案第8号から議案第11号までについて、一括して御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きください。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億301万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億9,867万6千円とするものでございます。

今回の補正予算は、児童手当の制度改正に伴う経費の補正、その他、主に当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

なお、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細

の説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等につきまして、11件の債務負担行為の追加をいたしております。

次に、第3条の地方債の補正では、1件の事業債を追加し、1件の限度額の変更をいたしております。

23ページをお開きください。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

防災対策事業債では、大谷保育所空調設備交換事業の財源として、1,040万円の限度額の追加をいたしております。

なお、詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中で御説明いたします。

次に、臨時財政対策債では、発行可能額が1,914万2千円に確定しましたので、当初予算計上額2,000万円との差額の85万8千円を減額いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

29ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、大山湖畔公園管理費で、地域観光新発見事業補助金として、200万円の計上をお願いいたしております。こちらは、国の地域観光新発見事業補助金を受けて、株式会社プロジェクト茨城が行う観光振興事業について、補助金を交付するものです。

同じく、総務管理費の財産管理費では、財産管理費で、委託料として、総額500万8千円の計上をお願いいたしております。こちらは、不動産鑑定業務委託料として189万5千円、村有地測量委託料として311万3千円、いずれも、学校跡地利活用に係る経費の計上となっております。

同じく、総務管理費の企画費では、企画事務費で、姉妹都市協定締結関連業務に係る経費として、総額446万4千円を計上いたしております。こちらは、フィリピン共和国内の都市との間に姉妹都市協定を結ぶにあたって必要となる、渡航費等の旅費及び締結支援業務委託料となっております。

同じく、総務管理費の学校施設建設基金費では、学校施設建設基金費で、100万円の増額補正をいたしております。この積立てにつきましては、さくら自動車株式会社様からいただいた寄附金100万円を財源としており、美浦村統合小学校の建設に活用していただきたいとの意向により、計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

32ページをお開き下さい。

社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉事務費で、村社会福祉協議会への補助金で、1,098万3千円の増額をお願いいたしております。こちらは、退職等に伴い不足する訪問介護職員の増員に係る人件費等の補助金の計上となっております。

同じく、社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい者福祉事業費で、46万2千円の増額をお願いいたしております。こちらは、重度障がい者（児）住宅リフォーム助成費について、当初の想定よりも多くの申請があったため、不足分及び今後の申請見込分を増額するものです。

同じく、児童福祉費の児童福祉総務費では、児童手当事務費で、総額29万1千円の増額をお願いいたしております。こちらは、児童手当制度の改正に伴い発生する、受給者への通知等の事務に要する経費の計上となっております。

なお、財源につきましては、全額国庫支出金となっております。

同じく、児童福祉費の児童措置費では、児童手当経費で、所得制限撤廃、高校生年代までの支給期間延長等の制度改正により増額となる児童手当について、1,864万5千円の増額をお願いいたしております。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び一般財源となっております。

同じく、児童福祉費の保育所費では、大谷保育所管理費で、空調交換工事費として、1,397万円の計上をお願いいたしております。こちらは、保育所内のホールの空調の故障により、既存設備の交換が必要となったものです。

なお、財源につきましては、冒頭で説明いたしましたとおり、地方債及び一般財源となっております。

続いて、衛生費について申し上げます。

35ページをお開き下さい。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で、予防接種業務委託料として、2,430万3千円の増額をお願いいたしております。こちらは、新型コロナウイルスワクチンが定期予防接種に位置づけられたことによるものです。

なお、財源につきましては、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金及び一般財源となっております。

続いて、消防費について申し上げます。

38ページをお開き下さい。

消防費の非常備消防費では、消防団運営費で、準中型免許取得事業補助金として、50万円の増額をお願いいたしております。こちらは、消防団員に対する準中型免許の取得補助事業について、当初の想定よりも多くの希望があったため、不足分を増額するものです。

同じく、消防費の消防施設費では、消防施設管理費で、総額1,088万4千円の計上をお願いいたしております。こちらは、県道稲敷阿見線の拡幅工事に伴う、土屋農村集落センター敷地内の村有工作物の解体及び移転に係る経費の計上となっております。

なお、財源につきましては、茨城県より支払われる補償金及び一般財源となっております。

同じく、消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、総額141万7千円の計上をお願いいたしております。こちらにつきましては、県道稲敷阿見線の拡幅工事に伴う、防災無線設備の解体及び移転に係る経費及び落雷により故障した機器の購入費の計上となっております。

なお、財源につきましては、工事費のみ、茨城県より支払われる補償金となっております。

続いて、教育費について申し上げます。

39ページをお開き下さい。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校駐車場等周辺整備事業費で、総額2,087万8千円の計上をいたしております。こちらは、統合小学校駐車場等用地に係る測量、整地等に要する経費を計上するものです。

次に、美浦村統合小学校開校準備費で、総額1,133万7千円の計上をいたしております。補正の内容について、3点御説明申し上げます。

初めに、統合小学校のホームページ作成委託料として、71万3千円の計上をお願いいたしております。

次に、既存の小学校で使用していた備品等の一部を統合小学校へ移転するための物品移転業務委託料として、415万2千円の計上をお願いいたしております。

次に、統合小学校で使用する、スクールバス用バス停標識、学校旗等の備品購入費として、647万2千円の計上をお願いいたしております。

同じく、保健体育費の学校給食費では、学校給食施設管理費で、大谷小学校給食室改修工事監理業務委託料として、144万1千円の計上をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、26ページをお開きください。

初めに、地方特例交付金の減収補てん特例交付金については、交付額が確定したことにより、差額の445万1千円の増額補正をいたしております。

続いて、地方交付税の普通交付税については、交付額が確定したことにより、差額の1億1,788万2千円の減額補正をいたしております。こちらは、法人村民税及び固定資産税が、当初の税込見込を上回ったこと等によるものです。

続いて、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の民生費国庫負担金では、児童手当負担金として、2,069万6千円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の民生費国庫補助金では、子ども・子育て支援事業費補助金として、32万3千円の増額補正をいたしております。

同じく、国庫補助金の衛生費国庫補助金では、母子保健衛生費補助金として、14万

円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県負担金の民生費県負担金では、児童手当負担金として、248万7千円の減額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄附金では、日本中央競馬会様等から寄附いただき、790万円の増額補正をいたしております。

同じく、寄附金の指定寄附金では、さくら自動車株式会社様から寄附いただき、100万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で、216万1千円の増額補正をいたしております。

同様に、次の介護保険特別会計繰入金で572万1千円、後期高齢者医療特別会計繰入金で242万6千円を、それぞれ増額補正いたしております。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして、6,740万7千円の増額補正をいたしております。

続いて、繰越金について申し上げます。

繰越金の繰越金では、令和5年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額1億5,000万円に対しまして、2億1,941万9千円となりましたので、差額の6,941万9千円を増額補正いたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の、保健衛生雑入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金として、2,182万円の増額補正をいたしております。

同じく、雑入の雑入では、村有工作物等補償金として、979万3千円の増額補正をいたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、今回の令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）の主な概要について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

議案書の50ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252万9千

円を追加し、補正後の予算総額を16億6,240万9千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

56ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で、人事異動による予算調整額36万8千円の増額補正をいたしております。

続いて、諸支出金について申し上げます。

繰出金の一般会計繰出金では、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等、出産育児一時金の歳出額確定による差引額相当分について一般会計へ返還するもので、216万1千円の増額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前のページにお戻りください。

繰入金について申し上げます。

他会計繰入金の一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の補正額と同額の36万8千円の増額補正をいたしております。この繰入金については、法定繰入分となっております。

同じく、基金繰入金の支払準備基金繰入金では、支払準備基金積立金繰入金を当初7,591万3千円と見込んでおりましたが、今回の補正で歳入歳出の差で余剰分が出たことにより、これより少ない額の基金繰入で済むと見込まれるため、1,509万9千円の減額補正をいたしております。

続いて、繰越金について申し上げます。

繰越金の国民健康保険事業繰越金では、令和5年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で1,726万円の増額補正をいたしております。

以上、議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

議案書の64ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,572万円を追加し、補正後の予算総額を15億900万5千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、保険事業勘定の歳

出から御説明申し上げます。

70ページをお開きください。

4月の人事異動に伴う職員給与関係経費として、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費で579万2千円を増額し、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費で351万4千円を減額しております。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、前年度の歳入歳出差引残額から国庫返還金等を除いた残額を基金に積み立てるため、1,039万9千円を計上するものです。

諸支出金、償還金及び還付加算金の国庫支出金等返還金につきましては、前年度の精算による国庫支出金返還金として941万円、支払基金交付金返還金として244万4千円、県支出金返還金として546万8千円、合計1,732万2千円を増額しております。

諸支出金、繰出金の一般会計繰出金につきましては、前年度の精算に伴う一般会計分給与費、事務費及び人件費572万1千円を一般会計に返還するものです。

続きまして、保険事業勘定の歳入について御説明申し上げます。

69ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費の調整及び介護報酬改定システムの改修費の減額に伴う返還金として、230万6千円を増額しております。

繰越金につきましては、令和5年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、3,341万4千円を計上するものです。

以上、議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

議案書の79ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万6千円を追加し、補正後の予算総額を2億2,642万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

85ページをお開きください。

諸支出金について申し上げます。

繰出金の一般会計繰出金では、令和5年度歳入の一般会計繰入金に係る精算返還金として、242万6千円の増額補正をいたしております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前のページにお戻りください。

繰越金について申し上げます。

繰越金の繰越金では、令和5年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、前年度繰越金で242万6千円の増額補正をいたしております。

以上、議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

議案書の86ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で、361万3千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして御説明申し上げます。

議案書の89ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきまして御説明申し上げます。

支出の営業費用では、処理場費（農業集落排水事業）で、処理場内の修繕費として、361万3千円の増額をお願いしております。

以上、議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第21号 令和5年度美浦村水道事業会計決算認定について

議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

それでは、議案第18号から議案第23号までの提案理由説明に先立ちまして、本日も大変お忙しいところ決算審査報告のために御出席をいただいております木村監査委員に、お礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき

適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席をお借りしまして、木村監査委員、岡沢監査委員の日頃の御尽力に対しまして、改めまして感謝申し上げたいと存じます。

さて、議案第18号から議案第23号は、令和5年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の認定と、電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件に係る案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の令和5年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書を御覧いただくこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書をそえて御報告いたします。

別添資料となっております、「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」を御覧ください。

各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率についてはそれぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は8.3%、将来負担比率は58.1%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、下水道事業会計、電気事業会計のいずれも資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして御報告申し上げます。

よろしくお願いいたします。

**令和6年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和6年9月10日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額の決定及び和解について)

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

議案第8号 財産の取得について(R06美浦村給食配送車購入)

議案第9号 財産の取得について(R06大谷小学校給食室厨房機器購入)

議案第10号 財産の取得について(R06美浦小学校給食用備品購入)

議案第11号 財産の取得について(R06美浦小学校配膳室用給食機器購入)

議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・特別委員会設置・付託)

議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第21号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(請願付託)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

1. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 下村宏君 | 2番 | 塚本光司君 |
| 3番 | 諸岡正明君 | 4番 | 北出攻君 |
| 5番 | 松村広志君 | 6番 | 葉梨公一君 |
| 7番 | 小泉嘉忠君 | 8番 | 岡沢清君 |
| 9番 | 山崎幸子君 | 10番 | 林昌子君 |
| 11番 | 小泉輝忠君 | 12番 | 沼崎光芳君 |

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|------------|--------|
| 村長 | 中島栄君 |
| 教育長 | 山崎満男君 |
| 総務部長 | 吉原克彦君 |
| 保健福祉部長 | 圓城達也君 |
| 経済建設部長 | 岡澤光一君 |
| 教育部長 | 小山久登君 |
| 総務課長 | 笹倉英雄君 |
| 企画財政課長 | 大竹裕幸君 |
| 税務課長 | 佐藤大吾君 |
| 収納課長 | 成嶋幸子君 |
| 住民課長 | 中島紀美江君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 葉梨美穂君 |
| 福祉介護課長 | 柳堀浩君 |
| 健康増進課長 | 坂本聖子君 |
| 国保年金課長 | 浅野洋子君 |
| 都市建設課長 | 糸賀卓也君 |
| 経済課長 | 正慶將暢君 |
| 生活安全課長 | 富田正寿君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 上 下 水 道 課 長 | 飯 田 和 徳 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 松 葉 時 男 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 葉 梨 裕 美 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 石 川 大 志 君 |
| 幼 稚 園 長 | 矢 崎 和 子 君 |
| 大 谷 保 育 所 長 | 広 瀬 良 子 君 |
| 木 原 保 育 所 長 | 加 藤 厚 子 君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 米 澤 稔 |
| 書 記 | 田 代 恭 子 |
| 書 記 | 中 嶋 朋 幸 |

午前10時00分 開会及び開議

○議長（下村 宏君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は、12名です。

これより、令和6年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

なお、今定例会中、広報用の写真撮影及び動画撮影を許可しておりますので、御了承をお願いします。

なお、クールビズ期間中でもございます。今定例会、ポロシャツ議会と認めておりますので、上着の脱着は、執行部含めて、自由にしてください。よろしく願いをいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思えます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、改めましておはようございます。

令和6年第3回美浦村議会定例会に御参集、大変御苦労さまでございます。

昨年の夏の暑さは、過去126年で最も暑い夏の気象庁からの分析で発表されましたが、今年の6月から8月の暑さは昨年を上回る気温が更新されているとの報道がありました。9月も猛暑日が見込まれ、熱中症への警戒が必要との予報であります。秋の

気配が感じられるようになりたいものでありますが、議員各位におかれましては、暑さに気をつけて、議会活動されますようお願いをいたします。

コロナ感染も昨年5月に5類に移行しましたが、村内の施設では今も、新たな感染者の報告があります。以前と比べると、医療施設での隔離もなく、自宅静養で回復を図ることに移行しつつあり、重症者には心配な面もございます。

昨年9月1日に統合小学校の地鎮祭を行い、順調に建設が進み、来年4月の開校に向け、備品や駐車場の整備に入るところでもあります。校章も決まり、子供たちにとって小学校の完成が新たな学び舎として期待されていることと思います。

学校の授業も、9月2日に始まりました。各行事については、教育長と各校長と話し合い、体育祭、運動会、各イベントについては、昨年同様、来賓者の参加については御遠慮いただき、保護者については調整するとのこととあります。

8月22日に発生しました台風10号は、ゆっくりとした速度で北上し、九州四国を進み、9月1日、東海道沖で熱帯低気圧になりましたが、西日本のみならず、関東や東北にも記録的な大雨の被害をもたらしました。

美浦村では、高橋川の氾濫を想定し、警戒体制を立ち上げましたが、氾濫には至らず、大きな被害が起きなかったことに安堵しております。災害から被害を最小限に食い止めるには、的確に情報を収集し、村民の方に伝えることが、安全安心な防災対策につながるのだと思います。

国政では岸田総理が退陣し、次期総裁候補には10人からの立候補者が表明するなど、国民が注目をしております。早期に、新たな布陣で安定した国会運営を目指していただければと思います。世界が不安定なだけに、日本だけは他国に影響されない、ぶれない政権運営をしてほしいものであります。

美浦村の今後の各事業についてですが、村主催の敬老会は、今年度も中止となります。陸平縄文ムラまつりについては、陸平縄文フェスタ2024として、10月12日土曜日に陸平貝塚公園屋外では貝塚見学ツアー、翌13日日曜には文化財センターにおいて、縄文の森コンサートが開催されます。近藤 淳さんの楽しいアルトサクソコンサートが開催される予定であります。11月3日に行われる産業文化フェスティバルも、地域文化の継承と参加団体の絆が村民に伝わるようなイベントに努めていきたいと思っております。友好交流協定を結んでおります、茨城町、福島県大玉村も参加していただきますので、盛り上げに期待しているところでもあります。今回は、大玉村から村民30名以上が参加の予定をされているとの報告を受けました。行政間の交流以上に住民同士の交流が盛んに行われることは、友好交流を結んだ成果のあらわれと感じております。茨城町にも期待していこうと思っております。

今定例会は、令和5年度の各会計の決算認定があります。監査委員の木村威夫様には御出席いただき、大変御苦労さまでございます。木村様と岡沢議員には例月検査を含め、御尽力をいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げます。木村様には

後ほど、決算審査の報告をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

今定例会に提出している案件は、諮問第1号で人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）が1件、議案第2号と議案第3号では美浦村教育委員会委員の任命についてが2件ございます。議案第4号で地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が1件、議案第5号で美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてが1件、議案第8号で財産の取得について（R06美浦村給食配送車購入）が1件、議案第9号で財産の取得について（R06大谷小学校給食室厨房機器購入）が1件、議案第10号で財産の取得について（R06美浦小学校給食用備品購入）が1件、議案第11号で財産の取得について（R06美浦小学校配膳室用給食機器購入）が1件、議案第12号で令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）が1件、議案第13号で令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第15号で令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第16号で令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第17号で令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてが1件、議案第18号で令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてが1件、議案第19号で令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてが1件、議案第20号で令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてが1件、議案第21号で令和5年度美浦村水道事業会計決算認定についてが1件、議案第22号で令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定についてが1件、議案第23号で令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてが1件の24案件であります。

議員各位には、御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

9番議員 山崎幸子君。

10番議員 林 昌子君。

11番議員 小泉輝忠君。

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から20日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から20日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任と認め、答申することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略するこ

とにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号から議案第3号までの美浦村教育委員会委員の任命についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第2号から議案第3号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例から議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）までの13議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第4号から議案第16号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7議案を一括議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、提案理由の説明書を事前に配付しております。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第23号について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

ここで、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

木村威夫監査委員。

〔監査委員 木村威夫君登壇〕

○監査委員（木村威夫君） 令和5年度決算審査報告。

令和5年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計及び下水道事業会計並びに電気事業会計剰余金処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

審査の結果において、特に気になった点は、固定資産税の大幅な減額であります。固定資産税のうち、償却資産分の減額については、コロナ禍や原材料の高騰などが起因となり、企業が積極的な償却資産を取得しなかったため、既存の減価償却の資産価格が減価されたことなどが要因と思われまます。

諸税等の滞納は少なくなっており、公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び分担金、水道料金の滞納についても、積極的に滞納者の分析、台帳の整理を開始し、財産調査や水道等の供給停止を実施しました。その上で、条例に基づき、徴収は困難な案件については、不納欠損処理を行い、滞納額の圧縮に努めました。

今後は、未納者の生活状況の聞き取りや納付相談などを実施しながら、粛々と、徴収、執行停止を進め、滞納額の圧縮を継続してください。

統合小学校の建設が令和7年4月の開校に向け、本格的に動き出しました。村の歴史に名を刻む大事業となりますので、住民等の意見等を尊重し、慎重かつ速やかに事業を執行していただきますようお願いいたします。また、小学校統合後の児童館の在り方や旧小学校跡地の利用方法、住民の生活スタイルの変化への対応など、村からの提案や事業を積極的に実施してください。

新型コロナウイルス対応対策については、蔓延時よりかなり収縮したように見受けられますが、引き続き対応をしていただきたいと思います。

各事業や行事については、コロナ前のおりとはいかないとは思いますが、徐々に復活しつつあります。補助金等を適切に配分し、住民の生命、財産を守ることを第一に予算措置、執行を実施してください。

その他については、岡沢監査委員と共に決算審査意見書を村長に提出しておりますので、申し添えます。

以上です。

○議長（下村 宏君） 木村監査委員には、決算審査の報告お疲れ様でした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまで、以上7議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時24分 休憩

午前10時31分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、本職から報告いたします。

委員長に、林 昌子君。副委員長に、山崎幸子君。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） 請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託をいたします。

所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく願います。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

お疲れ様でした。

午前10時32分 散会

令和6年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和6年9月18日 開議

一般質問

林 昌子 議員
松村 広志 議員

1. 出席議員

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 下村 宏 君 | 2番 | 塚本 光 司 君 |
| 3番 | 諸岡 正 明 君 | 4番 | 北出 攻 君 |
| 5番 | 松村 広 志 君 | 6番 | 葉梨 公 一 君 |
| 7番 | 小泉 嘉 忠 君 | 8番 | 岡沢 清 君 |
| 9番 | 山崎 幸 子 君 | 10番 | 林 昌 子 君 |
| 11番 | 小泉 輝 忠 君 | 12番 | 沼崎 光 芳 君 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------|-----------|
| 村 長 | 中 島 栄 君 |
| 教 育 長 | 山 崎 満 男 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 原 克 彦 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 圓 城 達 也 君 |
| 経 済 建 設 部 長 | 岡 澤 光 一 君 |
| 教 育 部 長 | 小 山 久 登 君 |
| 総 務 課 長 | 笹 倉 英 雄 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 竹 裕 幸 君 |
| 健 康 増 進 課 長 | 坂 本 聖 子 君 |
| 生 活 安 全 課 長 | 富 田 正 寿 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 松 葉 時 男 君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 米 澤 稔 |
| 書 記 | 田 代 恭 子 |

午前10時01分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和6年第3回美浦議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 通告のありました、一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番議員 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） おはようございます。

元気に一般質問をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

通告に従いまして、3点質問いたします。

まず、1点目、ワクチン接種について質問をいたします。

ワクチンは、病気に対する免疫を付けたり、免疫を強くするために接種しますが、病気にかかることを予防したり、人に感染させてしまうことで社会に病気が蔓延してしまわないようにと、定期接種や任意接種が推奨されております。言いかえれば、個人を守ること、社会を守ること、さらにはワクチンを接種することができない人を守ることにつながるので、この観点から、接種率というのは自治体の感染症発症率のバロメーターになると考えております。

そこで、資料を御覧ください。定期接種・任意接種の対象疾病及び対象者接種時期の一覧でございます。定期接種A類と任意接種B類についての接種時期の一覧です。

赤ちゃんはお母さんのおなかにいるときに、お母さんから様々な病気に対する免疫が受け継がれますので、百日咳や麻疹——はしかの抗体は、乳児期後半で失われてしまいます。そこからいろいろな病気にかからないよう、年齢ごとにワクチンの定期接種を推奨しています。

そこで、本村の現状と対策を伺います。各ワクチンの県内及び本村の接種状況と対応を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

[保健福祉部長 圓城達也君登壇]

○保健福祉部長（圓城達也君） 林議員の御質問にお答えいたします。

予防接種には、予防接種法により対象疾病・対象者・接種期間などが定められた定期接種とそれ以外の任意接種があります。

さらに、定期接種はA類疾病とB類疾病の予防接種に分けられ、A類疾病は主に集団予防や重篤な疾患の予防に重点を置いたものとなり、本人・保護者に努力義務があり、市町村長は接種勧奨をするものとされています。B類疾病は主に個人の予防に重点を置いたもので、努力義務は課せられておりません。

一方、任意接種は予防接種法の対象となっていないため、本人、保護者と医師との相談によって判断し、行われる仕組みになっており、行政が費用負担をもって推奨しているものではありませんが、各市町村の判断により費用負担を行い、実施しております。

本村では、おたふく風邪、小児インフルエンザ、帯状疱疹の三つの疾患に対し、予防接種費用の一部公費助成を行っているところです。

本村の接種状況ですが、厚生労働省により公表されている令和4年度の麻疹風疹ワクチンの接種率につきましては、第1期は84.1%、第2期は91.6%でした。県内での接種率の順位は、第1期が44市町村中39位、第2期が26位となっております。

また、美浦村のみの接種率のデータとなりますが、4種混合1回目が96.2%、小児用肺炎球菌1回目が100%、B型肝炎1回目が100%となっております。

そのほかの各予防接種につきましては、他市町村と比較可能な接種率というものは公表されておきませんが、接種率向上に向けて尽力してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 他市町村と比較可能な接種率が、データがないというのがちょっと残念でなりませんでした。

ただ今お示しいただいたデータの中で、小児用肺炎球菌1回目とB型肝炎1回目が100%というのは、とても素晴らしい結果であると評価いたします。担当課の皆さんの御尽力に、感謝を申し上げます。

麻疹風疹の接種率はそんなに低い数字とは感じなかったのですが、他の自治体が100%に近い接種率であるということなのでしょうか。

そこで、他市町村に比べ麻疹風疹の接種率が低い理由と対象者への取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

[保健福祉部長 圓城達也君登壇]

○保健福祉部長（圓城達也君） 接種率が低い要因としては、免疫は感染して得るとか、ワクチンに対する不信感など、誤った認識によるものがあると思われ、正しい知識についての周知の必要性を感じているところでございます。

現在、村では予防接種対象者には、接種を受けていただけるよう予防接種の重要性や接種方法の周知に努めております。具体的な取り組みとしましては、お子さんが生まれたら全戸に保健師、助産師が家庭訪問を行っておりますが、その際、予防接種の進め方等の説明を行っております。

また、保健センターで実施している各乳幼児健診の際に、個々の接種状況に合わせた保健指導を実施し、未接種者に対しては、接種勧奨を行っております。就学時には、就学前までに接種を終えることが望ましい予防接種の未接種者に対し、個別通知により接種勧奨も行っております。その他、各予防接種対象者に対し、接種タイミングに合わせた個別通知による接種案内の送付や、必要に応じては再勧奨通知を行っております。

また、ホームページ、広報等により、対象者に予防接種の有効性、安全性及び副反応、その他接種に関する注意事項等について十分な情報提供、周知を行い、安心して接種していただけるよう取り組んでいるところでございますが、今後も他市町村の好事例などを研究しながら、接種率向上に向けてさらなる周知及び啓発を行ってまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、正しい知識についての周知の必要性ということで、本当に接種率の低い要因としては、私自身も同感であります。マスコミやネットでの不適切な報道があった場合、正しい情報への訂正はされませんので、一度刷り込まれた情報による不信感は、なかなか払拭されておられません。接種しなくても感染しない人もいれば、接種しても何回も感染する方がいらっしゃいます。生活環境や体質にもよりますが、精神的・体力的疲労によって免疫性が落ちてかかりやすいとも言われております。今後も正しい知識を身につけて、ワクチン接種で予防をし、感染症で苦しむ方が減ることを願っております。

ここで、1点、妊婦さんからの御要望をお伝えいたします。

先月、第一子を出産されたときに、ドクターの方から、はしかの免疫性が弱くなっている、ワクチン接種の助成がされている自治体があるから、確認して接種したほうがいいよとの助言をいただいたそうです。美浦村は、残念ながら助成を行っておりません。今後の罹患を避ける、また、第二子を設けたときの影響を鑑みると、助成の検討は必要と考えます。この点の検討も含めて、よろしくお願いを申し上げます。

次に、带状疱疹ワクチン接種について、伺います。

現在、美浦村としては、中島村長が高齢者の健康を守るために、県内でいち早く決断をされ、半額の接種費助成を実施していただきましたので、多くの方が喜んで接種しております。そのことを、改めて感謝申し上げます。

資料を御覧ください。茨城県公費助成15自治体という一覧でございますが、県内の公費助成自治体一覧です。

現在、15自治体で助成がなされております。昨年はゼロでしたから、本当に1年でこれだけの自治体が緊急性を持って決断をしてくださるということに、感謝を申し上げます。その中で、河内町が助成額1万2,000円と高額助成をしております。また、年齢に関しましても、阿見町と河内町で罹患した場合のリスクが高いと医師が判断をした18歳以上も助成をするなど、独自性のある取り組みもなされております。

国といたしましては、带状疱疹ワクチン接種に対し、近い将来、定期接種化される動きが出てまいりました。来年度にももしも定期接種化されて、年齢や金額が、現在の美浦村の助成の条件と違った場合には、美浦としてはどのように対応していくのかということをお伺いさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 带状疱疹ワクチンについては、本村においては、令和5年度より接種費用の助成を行っております。対象者は50歳以上の方で、令和5年度は122の方が接種を受けました。

現時点で国から带状疱疹ワクチンの定期接種化についての詳細は明言されていない状況でございますが、今後も国の動向を注視し、定期接種化された際には、定期接種実施要領に基づき、速やかに接種が開始されるよう努めてまいります。

なお、国の定期接種が開始された場合に、対象とならない年齢の方たちには、住民サービスの低下とならないよう、現在本村で行っている助成の継続を検討してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） すみません、私の質問のところで一つ訂正をさせていただきます。昨年はゼロと言いましたけれども、一昨年はゼロということで、訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

ただいまの答弁で、サービスの低下とならないように、現状での継続を検討していただけるとの答弁をいただき、安心をいたしました。

令和5年度で122名の方が接種されたということは、皆さんに待ち望まれていたワクチンであり、正しい情報を信じていただいたあらわれであると思います。带状疱疹に何度もかかっていた方も、接種ができて、もうかからなくて済むと安心して過ごされているようでございます。ですので、来年度以降、現状での条件を継続していただけることを聞いた住民の方々の喜ぶ顔が今から目に浮かびます。感謝を申し上げます。

次に、大人のRSウイルス感染症の周知とワクチン接種への取り組みについて、伺います。

肺炎を引き起こすウイルス感染症として、3月にRSウイルス感染症について私自身、質問をさせていただきました。改めて確認をさせていただくわけですが、

RSウイルス感染症は2歳までにほぼ100%の人が感染すると言われておりまして、生涯を通じて繰り返し感染する可能性があり、加齢や基礎疾患などで免疫力が落ちた高齢者が感染すると重症化をして肺炎になるリスクが高まるとされております。日本では毎年60歳以上の成人、高齢者において約70万人がRSウイルスに感染、発症し、そのうち約6万3,000人が入院、約4,500人が死亡していると推計されております。

また、このRSウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べると、重症化のリスクは実はインフルエンザと同等もしくはそれ以上とされているのです。今必死に接種されてる方がいるかと思えますけども、その方以上に重症化する。この症状認識をしていきたいなと思っております。特に、肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高く、しかも入院期間も長くなるとの報告もあります。

また、RSウイルスは、飛沫感染や接触感染で広がるために、病院や介護施設など、抵抗力の落ちた高齢者が多く、閉鎖された空間では、集団感染のリスクが高まると言われています。

しかしながら、RSウイルス感染症について知っている人は非常に少ないというのが現状ではないでしょうか。

今まで、成人、高齢者におけるRSウイルス感染症は、インフルエンザや新型コロナのように感染予防するワクチンや、感染したとしても特定の治療薬がないことから、病院クリニックで検査されないことも多く、RSウイルスに感染していることはほとんど知られていません。集団感染のようなことが起きない限り、疾患の認知がされないのが現状であり、適切な診断の機会も少なく、肺炎に至る原因感染症としては、見逃されてきたウイルス感染症と言っても過言ではありません。

そのため、厚生労働省では、医療ニーズと疾病負担等から開発優先度の高いワクチンとして、このたびRSウイルスワクチンを位置づけてくださり、内閣官房のワクチン開発生産体制強化戦略としても、重点感染症として開発を支援すべきワクチンとして位置づけされております。

そのような状況の中で、既に報道などで取り上げられておりますけれども、令和5年——2023年9月には、世界初の成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本でも承認をされました。ですので、令和6年——今年1月15日から接種可能となります。感染予防という選択肢ができた今、必ず、まずは疾患について考えていただくために疾患認知が必要だと考えております。

資料を御覧ください。美浦村のホームページからRSウイルス感染症に注意しましょうという、ホームページでございます。

前回質問した後に、美浦村ホームページに疾患周知と注意喚起についてアップしていただきました。ありがとうございます。

しかしながら、アップ内容は、主に乳幼児に関するRSウイルス感染症についての

説明になっておりまして、大人の感染症に関する文言は下のほうにあります、せきなどの呼吸器症状を認める年長者や成人は、の一言だけです。

資料4、次を御覧ください。牛久市のホームページでございます。

大人のRSウイルス感染症について、牛久市でははっきりと大人のRSウイルス感染症についてと明記をしており、大人でもかかる感染症であることと、治療についても、成人においてはRSウイルス感染症に対する特定の治療法はありませんとアンダーラインを引き、目立つ工夫がなされています。

次の資料を御覧ください。RSウイルスワクチンの薬事承認の状況でございます。

このように二つの会社がワクチンを取り扱っていて、年齢によって選べる環境になっています。

このことも合わせると、美浦村のホームページでは、3点の周知が必要と考えます。基礎疾患のある高齢者の注意喚起、RSウイルス感染症には特定の治療薬がないということ、そして予防ワクチンの選択肢があることを周知する必要があるということ。

このように考えますが、周知の仕方についていかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 圓城保健福祉部長。

〔保健福祉部長 圓城達也君登壇〕

○保健福祉部長（圓城達也君） 令和6年第1回定例会での一般質問において、RSウイルス感染症について、疾患周知、注意喚起ができないかとの質問を受け、令和6年5月にRSウイルス感染症に注意しましょうとの内容で、村ホームページにおいて疾患の周知と注意喚起を行ってきたところでございます。

今回、牛久市のホームページを資料として提示していただいておりますが、こちらを参考にしながら、村でも、大人のRSウイルスに関する情報や薬事承認されているワクチンの情報を掲載するなど、適宜内容の見直しなどを行いながら、さらなる周知を図っていこうと考えております。

また、ワクチン接種につきましては、令和6年第1回定例会以降、国の動向に変化はないため、引き続き他市町村の動向を注視しながら、接種費用の助成等も含めて研究してまいります。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） それで、ホームページの周知については、3点ポイントをつかんで周知していただけますようよろしくお願い申し上げます。

最近コマーシャルも流れているということで、半年前よりは知名度も上がってきているのではないかと思います。

次に、RSウイルスワクチン接種への取り組みについて、村長に伺います。

現在、全国で2自治体がRSウイルス感染症ワクチンの接種費用の公費助成が開始されました。令和6年4月から、北海道神恵内村と小平町で実施されております。神恵内村では、本年4月より費用の9割負担の2万2,000円を助成しており、個人負担は

2,200円。当初30名の予算化に対して、4月に57名も接種されて、接種率14.5%、さらに39名の予約がもう入っているということで、9月の今定例会で補正を組んだということでございます。高齢者を守るためなら即予算化しようと、即断をされた村長の思いが住民の方に伝わり、住民の方も、長期入院したら大変だ、健康を保てるならと、喜んで接種していると担当の保健師さんから伺いました。

次の資料を御覧ください。60歳以上の高齢者成人におけるRSウイルス感染者数及び入院者数、死亡者数の試算の、これは製薬会社様より御提供いただいた資料を提示させていただきます。

この製薬会社の試算によりますと、2022年度時点で、美浦村の60歳以上の高齢者は5,683人中、RSウイルス急性期呼吸器感染症患者は1年間で136人罹患しているのではないかと推計です。そのうち、推計入院患者数は24名、推計死亡者数は0.4人、5年間で2人という計算となっております。

次の資料を御覧ください。推計入院患者数における医療費及び基礎疾患の重症化による医療費への影響でございます。

推計入院患者数24人の入院における医療費は、年間1,401万円でございます。24人のうち、要介護となる方は9人と推計されております。その介護費用は、年間1,200万円から2,452万円と算出をされております。長期入院となれば、歩けない状態にもなり、リハビリや自宅に帰れず、施設での生活となる可能性も大であります。

以上のように、60歳以上の成人高齢者において、呼吸器系に悪影響を与え、肺炎などを引き起こす可能性が高いRSウイルス感染症を回避することは、多くの高齢者の健康維持と地域の医療費資源・介護現場における負担軽減に多く大きく寄与するものと考えられます。

次の資料を御覧ください。初年度RSウイルス感染予防ワクチンの公費助成導入に向けた予算規模試算でございます。

国としても重点感染症として位置づけ、開発優先度が高いワクチンとして開発されたワクチンであります。近隣の自治体でも、今定例会で同様の質問をされ、半額補助を検討すると答弁をいただいた自治体がございます。これからは、急激に助成する自治体が出てくると予想されます。

美浦村でもぜひ、高齢者の皆様が少しでも接種しやすいように、接種費用半額程度の公費助成を検討していただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、ワクチン接種についてというふうに、議員のほうからいろいろと情報が寄せられておりますけども、今年度第1回定例議会でそういう話も出たのですけれども、国の厚労省、動きには変化が出ていない。

しかし、いろんな市町村の関係を見ますと、議員のほうから、北海道の二つの自治体ですね、神恵内村、小平町というところが決断をされたということでございますので、そしてまた、美浦に近い茨城県の近隣の町村でもそういう情報が行き渡っているということでございますので、これについてもですね、近隣の情報も踏まえて、公費負担をどの程度すべきかということは、その情報も踏まえて取り組んでまいるといふふうに考えております。

帯状疱疹はね、前回早めに決断をしたのですけれども、でも、このRSウイルスという部分は、冬場のインフルエンザもやっておりますけれども、一つの一種の症状も出てるということなので、高齢者だけじゃなくて、乳幼児がほぼ100%かかるというような話も出ていたのですが、これは環境をどういふふうにしてあげると感染も防げる部分があるかと思っております。それには、広報で周知をして、できるだけ感染症にかからないような、家庭での配慮、そして広報で周知することによって、少しは家庭内の気をつける環境が出来上がる。そして、高齢者については、高齢者の部分はそれぞれ重症になるというふうなお話も出ています。これについても、できれば、どの辺までの助成が必要なのかということ、近隣の情勢を見て美浦村も、少ない助成ではなく、多い助成ということでもなく、身の丈に合った助成は考えていくことは必要かなというふうに思っておりますので、これもひとつ、議員のほうからの情報もいただきながら、ちょっと調べさせていただきながら、できるだけね、重症になる前に予防ができればということもありますから、ちょっと勉強させていただければなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村長、ありがとうございます。私ちょっと今一瞬涙が出そうになっちゃって、本当にうれしくて、いや、そんな答弁いただけると思ってなかったの、いや、無理だなと思って。ありがとうございます。でも、本当にすみません、ごめんなさい。

近隣の動向もね、もっと見ながらということで本当国が動いてない中、その決断をさせていただいた村長のその答弁に、本当に敬意を表する次第でございます。

本当に高齢化率高いですので、やっぱり本当、ましてや、団塊の世代の方が多く、これから、本当大変な思いをされる年代にもなりますので、そういう意味では、今本当に元気な方が団塊の世代の方なんです。でも、その方々がこのようなRSウイルス感染されないように、本当に打っていただいて、またさらに、本当に健康で長寿していただき、また日本のためにいろいろ貢献していただける、働きをしていただけることが、この接種することによってね、実現するのかなというふうにも思いますので、本当に村長の前向きな答弁に、感謝を申し上げる次第でございます。

また、乳幼児に関しても本当に広報周知をしていただき、本当必要であるということも、どんどんまた家庭での環境を整えていく、これ大事ですね。ですので、そのこ

ともしっかりと丁寧にも周知していただき、高齢者の方にも本当に身の丈に合った助成をするということで伺いましたので、ぜひ何とか、また結局先ほどの試算にもありましたけども、約1%の方の試算で、ワクチン接種費用、公費助成36万円とありましたけども、本当に介護費用とか医療入院費用の1年間かかる、1年では終わりません。継続をして介護になれば、何年かかる費用でございます。それを考えたら、36万で済むのであれば、本当に本当に、その方がかからないことに関しては、村としての税金の使い方も本当に有効活用できるようになるのではないかなというふうに思います。

本当に打合せのときにも部長ともお話ししたのですが、本当に自治体の助成と並行してですね、医師会のドクターのRSウイルス感染症の認識を高めていただきたいというのが1番大前提です。ですので、本当にここで恐縮でございますが、本当に正しい診断をしていただくためにも、製薬会社のほうへの働きかけ、医師会への働きかけが重要ではないかなというふうに思いますので、そこと並行して、また自治体もしっかりと前向きに接種助成を進めていくということが理想的ではないかなと思いますので、しっかりと伝えてまいりたいと思っております。

RSウイルスに感染したら、特效薬が本当はないので、肺炎よりも長期入院することになるので、要介護になりやすく、高齢者の健康寿命を延ばす対策としては、本当にこの接種が必要で有効であるかと思えます。かかるべき医療費・介護費の削減分を、住民に有益な税金の使い方ができるかじ取りをされますことを切に念願をして、ワクチン接種についての質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

次の質問に移ります。

高校生等通学費助成制度導入について、質問をいたします。

本村の高校生は、主に稲敷市、龍ヶ崎市、土浦市、つくば市、阿見町の学校にバス通学をしています。安心して安全に通学するために必要な通学費ですが、経済的負担が大きく、保護者より軽減を求める声が寄せられております。

資料を御覧ください。JRの定期券運賃表、これは2023年4月現在のデータでございます。霞ヶ浦高校・土浦3校・土浦日大は学校そばで降車、湖北高校に通う生徒は土浦駅までバスに乗り、電車で乗り継ぎ、神立駅まで乗り、駅から自転車で学校へ通っています。

土曜日登校があるときもあります。部活参加でバスの本数がない中、また本数がないことで、帰りが夜の7時から9時になることもあり、車での送迎を余儀なくされている親の負担もあるというのが現状でございます。

牛久市・龍ヶ崎市方面の学校には、パンダバスを利用して、平均月2万7,000円、このバス代が払えないことで、希望高校を諦めたり、バイクや自転車で通う生徒がいます。さらに、通えないので、自力で通える自治体や補助のある自治体に引っ越す家庭もあります。

本村に住み続けながら学べる環境整備として必要と考えますが、本村の見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 吉原総務部長。

〔総務部長 吉原克彦君登壇〕

○総務部長（吉原克彦君） 林議員の質問にお答えします。

高校生の通学での交通費についてであります。本村では現在、公共交通機関を利用し、通学する高校生に対しての交通費を補助する支援は行っておりません。正確な数値は把握できませんが、本村の高校生は、令和3年度、令和4年度、令和5年度、それぞれ美浦中学校を卒業し高校に進学した数を合計すると328名、この数値が現在の本村の高校1年生から高校3年生の数に該当するものと思います。

議員御発言のとおり、稲敷市、龍ヶ崎市、土浦市、つくば市、阿見町へ、本村の高校生は、送迎バスや路線バス、自転車や家族の送迎等により通学しております。

他の自治体において、通学定期などに補助を行っている目的を見ましても、経済的負担の軽減や地域公共交通の利用促進が目的であり、補助率や支給要件にあっても様々でございます。

議員の御質問でございます。高校生のいる家庭の経済的な負担を軽減することは重要なことだと認識はしております。今後、高校生の通学に関わる交通費の実態を踏まえ、適切な支援について研究してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で、高校生の通学にかかる交通費の実態を踏まえ、適切な支援について研究してまいりたいとの前向きな答弁をいただきました。感謝申し上げます。

もし、来年度から導入できるようになりましたら、親御さんはもとより、高校生の皆さんにも喜んでいただけることは間違いありません。元気に通ってくれることと思います。

そこで、現在導入されている二つの自治体の現状を示して、終わりにさせていただきます。

資料を御覧ください。稲敷市の路線バス通学定期補助制度でございます。

隣の稲敷市では、現在、路線バスの活性化、維持継続を目的として、通学定期の購入費用の一部を補助する市の単独事業であります。年間139名利用とのこと。最近ではスクールバス利用者が増えて、この制度が利用できない生徒が増えたそうです。そこで、この9月の議会で2人の議員から、学生支援、子育て支援の一環で、スクールバス利用者にも補助拡大できないかとの質問がなされたということをお伝えしておきます。

次の資料ですが、これはつくば市です。市内在住の高校生を対象に、通学定期代や自転車等通学の支援を開始しますという周知でございますが、今年から導入されたそ

うです。高校生の皆さんの能力や適性、興味関心に合った進路の選択肢を広げるため、公共交通機関、自転車などで通学している高校生を支援しますと、市長の肝いりで導入をされたそうです。今年の申請者は、バス定期利用1,200名、自転車利用660名とのこと、助かっている生徒の多いことが分かりました。

今回、通学費補助の要望をいただいたとき、なぜ厳しいのかと聞き取りを行いました。収入面では、共働きでも収入が安定していないこと、独り親家庭の増加。出費面では、授業料は無料でも、教科書及びタブレット端末代——必ず必須なんですね。制服代が高い、交通費月に3万円。模試が行われるんですけれども、模試代が高く、特に3年生になると月2回実施をするので、出費がかさんでいるということです。2年生の秋実施の修学旅行の交通費と宿泊代は、約11万円以上。美浦村の子供たちは、高校から全員、村外へ通うしかございません。路線バスの撤退や運行本数の減少で、高校の3年間で通学環境は厳しいわけです。

どうか、美浦村に住み続け、美浦村から通学できるために、自転車、バイクを含めての検討がなされ、来年度から——これはあくまでも学校のほうで認められているということを前提で、お願いしたいと思います。自転車、バイクが認められている学校、公に助成ができる形になると思いますので、ぜひ来年度から実施されますということで御期待を申し上げ、高校生徒通学費助成制度導入についての質問を終わらせていただきます。

次、3点目、最後の質問になります。音声教材の使用について、質問いたします。

文科省の資料を提示いたします。障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、通称、教科書バリアフリー法ですが、これが改正をされて、近年増加する外国人児童生徒にも対応することになりました。

次の資料、文科省の資料です。本村においても、外国人児童生徒や、日本で生まれても親が外国人で、家庭での日常会話が外国語のため日本語の習得されていない児童生徒も増えております。言葉のハンディから学習や交友関係に困難を抱えることのないよう、教育現場での配慮や工夫が今以上に必要となっております。日本語教科書の障壁は、漢字と片仮名の読み方と言われております。教科書の内容を音声化した音声教材は、教科書の使用に困難を抱えている、そのような児童生徒にとっても有用であるので、音声教材を活用する自治体が増えてきております。

そこで、本村の教育現場での現状と今後の取り組みと方向性を伺います。よろしくお願いたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、近年増加する日本語に通じない外国籍及び日本国籍の児童生徒、いわゆる外国人、児童生徒等が教科書の内容を音声化した音声教材を使用するこ

とに対応するため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律が改正され、先般施行されたところでございます。

現在、村内の学校に通う日本語に通じない外国人生徒等につきましては、外国籍の児童生徒のみがこちらに該当しておりまして、人数について申し上げますと、小学校で16人、中学校で4人となっております。

なお、補足として申し上げますと、令和6年9月1日現在における村内の外国籍の児童生徒総数は、小学校が17人、中学校が5人となっております。

今回の障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の改正の背景にもございますが、本村の小中学校に通う外国人児童生徒等においても、教科書の使用に困難を抱えている子供は、ただいま申し上げましたように、高い割合で見られるところでございます。

他方、教育現場といたしましても、外国籍の児童生徒に対し、美浦村国際交流協会の日本語教室ボランティアの方々の協力のもと、週に1日間程度の日本語指導を行っているほか、日常の学習活動におきましては、授業担当者が翻訳ツールを使って指導を行ったり、児童生徒同士の交流活動等を積極的に取り入れるなど、外国籍の児童生徒の日本語への理解促進を図っているところでございます。

このような中で、本制度は、令和6年7月19日に施行されたばかりの新しい制度ではありますが、教育委員会といたしましても、該当する外国人児童生徒等保護者及び学校との相談のもと、適切と判断された際には、児童生徒が抱える教科書に対する理解度の困難さを軽減させるためにも、音声教材を適切な形で取り入れ、積極的に活用してまいりたいと考えております。

また、学校等を通して積極的に本制度の周知を行い、日本語に通じない外国人児童生徒等が抵抗なく学習に取り組める環境の整備についても、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ありがとうございます。

資料を御覧ください。音声教材の概要についてなんですけれども、音声教材6種類の概要です。一般的に利用されているのが、次に、マルチメディアデージー教科書というのが、これが一般的に使われているようでございます。

続きまして、ペンでタッチすると読める音声つき教科書——これ茨城大学ですね、この音声教材の使用は、申請制度なんですよね。学校からというよりも、児童生徒の保護者のほうから要望を受けて、使えるようになるという制度でございます。

外国籍の児童生徒や親にこのような教科書があり、申請すれば利用できるということを、文書で通知するだけでは理解ができず、申請するまでには及ばないのが現状ではないかと推察するわけでございます。

そこで、音声教科書が必要と思われる児童生徒の保護者に実際に音声教材を聞いて

もらい、活用するかどうかの判断をする場をつくれたら、申請する人が増えて、授業の理解のアップにつながると考えます。

現在働いている保護者が多いので、仕事を休んで参加する学校行事等のときに、音声教科書に触れる機会を設けてくれると参加しやすいと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、日本語に通じない外国人児童生徒等が音声教材の使用を希望する場合は、使用の申請を要するものとなっております。

なお、教育委員会が使用の申請を行う場合の具体的な手続の流れを申し上げますと、保護者と学校との相談を経て、保護者から申請の希望があった場合は、学校から教育委員会に申請希望の旨を伝達し、教育委員会から音声教材申請先へ申請を行うものとなります。

申請後、音声教材提供までの期間は、通常2週間程度となる見込みでございます。

なお、先ほども申し上げましたが、外国人児童生徒等が抱える教科書に対する理解の困難さを軽減させるためにも、音声教材を適切な形で取り入れ、積極的に活用してまいりたいと考えておりますので、学校生活において、教職員から日本語に通じないと思われる外国人児童生徒等が認識された場合には、当該児童生徒の保護者に音声教材について、実際に確認していただきながら、学校との相談のもと、適切に判断してまいりたいと考えております。

また、学校行事及び個人面談等、保護者の方が学校においでになる機会には、外国人児童生徒等の保護者の方に対しまして、音声教材について理解を深めていただく取り組みを設けることができるか検討をしてみたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ぜひ、検討よろしくお願いたします。

次の資料ですね、発達障害のある児童生徒の学習上の困難さについての資料でございます。この資料は、体力や知的、聴覚に問題はなくても、文字がこのように見えて読むことが困難な例でございます。その他、長い文章を正確に読むことが困難だったり、逆さ読みをするなどのケースがあるとのことでした。

この例のように、日本人であっても難病等や落ちついて授業に参加できず、理解度が低い児童生徒が、音声を聞くことで理解度が上がることが期待できます。実際に、美浦中卒業生でこのようなお子さんが何人かいましたが、音声教科書のことには知りませんでした。あるお子さんは、先生がゆっくり読んでくれれば理解ができたんだけど、早くて理解ができなかった。漢字が読めないので、ルビを振らないと読めない。

友達にも、先生の言ってることが理解できずに、授業についていけない人がいたよとの声を伺いました。

授業内容が理解できると、授業は楽しくなり、勉強にも意欲が出ます。そのような経験をさせてあげるためにも、音声教科書はとても有効であると思います。そのお子さんと話していて、そのように感じました。

そこで、このような児童生徒にも音声教材を使用することができないか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 林議員の御質問にお答えいたします。

文部科学省ホームページの音声教材に関するQ&Aでは、音声教材使用の対象となる児童生徒の障害はどのようなものですか、との問いに対して、発達障害等により、通常の検定教科書で一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒を対象としています。また、肢体不自由等によりページめくりが困難など、通常の紙の教科書を読むことが困難な児童生徒も対象となります、との回答が記載されております。

したがって、客観的にこのような障害を持つ児童生徒が存在すると認識された場合には、必要に応じて当該児童生徒の保護者に音声教材についての説明を行いながら、学校との相談のもと、適切に判断してまいりたいと考えております。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 前向きな答弁に、感謝を申し上げます。

この音声教科書導入によって教科書の理解度が上がれば、必ず学力の向上につながります。ですので、導入時期を今年度後期から導入できますように御検討いただき、早々に音声教科書の導入がなされることを切に願います。

全ての児童生徒の学ぶ環境が保障されなければ、将来自力でたくましく社会人としての生き方にも大きく影響してまいります。日本語の理解と学力が向上すれば、よりよい会社で働くことができ、給料面でも充実すれば安定した生活が期待できます。全ての児童生徒が美浦村で人生の基礎をしっかりと学び、美浦村で育ってよかったと誇って巣立っていただけるためにも、一人一人に合った教育環境整備がなされることを御期待申し上げて、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時10分に再開をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） 皆様、おはようございます。

5番議員の松村です。よろしく願いいたします。

初めに、さきの台風10号は、列島各地に甚大な被害をもたらしました。改めて、お亡くなりになられた方々へ深く哀悼の意を表するとともに、被害に見舞われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして、SDGs持続可能な社会づくりと暮らしを守る取り組みについて、質問をさせていただきます。

一つ目は、SDGsとゼロカーボンシティへの取り組みについて、伺います。

地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した。昨年7月、国連のグテーレス事務総長は、記者会見の席上、このような強い表現を用いて、各国の対策の必要性を強く訴えられました。世界気象機関WMOが発表した、昨年の世界気候に関する報告書では、2023年は観測史上最も温暖な年になったと伝えた。既に世界の平均値表面温度は、産業革命前の基準値から1.45度上昇、2100年1.5度というパリ協定の目標達成まで、残り僅か0.5度となっております。

しかしながら、今年の猛暑はさらに昨年を上回るとされ、数字で語るまでもなく、皆様が肌身で強烈に感じられたのではないのでしょうか。

そうです。地球温暖化は、喫緊の課題であります。2020年10月、当時の菅総理は、就任後の所信表明において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すと言明されました。

これを受け、資源エネルギー庁は、排出を全体としてゼロにするとは、どうしても出てしまう量の温室効果ガスから同じ量の温室効果ガスを吸収または除去することでゼロにするということであると説明。政府は、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減などのための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるとしております。2020年に本村が新たに掲げた第7次美浦村総合計画は、SDGs持続可能な開発目標の推進を図られております。

SDGsの目標7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、と目標13、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる、がそれに当たります。

脱炭素社会への取り組み、カーボンニュートラルに向けた本村の取り組みを伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○**経済建設部長（岡澤光一君）** 松村議員の御質問にお答えします。

二酸化炭素等の温室効果ガス濃度の増加がもたらす地球温暖化の影響は深刻であり、本村としましても、二酸化炭素等の排出量削減に向けた対策を重視しております。その行動指針とすべく、美浦村温室効果ガス排出抑制実行計画を平成14年3月に策定し、さらに、その後の国際的な動きと国内の動向を踏まえ、計画更新を行い、現在第4次美浦村地域温暖化対策実行計画のもと、令和3年度から令和7年度に取り組むべく目標を掲げ、推進しているところでございます。

これまでの主な施策としましては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な導入をすべく、平成26年度に美浦村メガソーラー発電所を大山地区に整備。発電した電気を売却し、その資金の一部を活用して、村民の皆様を対象とした補助金制度を創設しており、環境に配慮した本村の特徴的な事業の一つであると言えます。

補助金は、一般住宅向け太陽光発電設備や、蓄電システム、エコキュート設置に伴う住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置補助金、電気自動車プラグインハイブリッド車など、低公害対策車購入補助金、生ごみの排出量削減に向けた設置補助金など、多様なメニューを設けております。

公共施設においても、保健センター、各小・中学校に蓄電池設備を導入し、電気を効率よく使用することで、環境負荷の軽減や節電効果を上げてまいりました。

このほか、LED電球への交換、公用車の小型車や低燃費車の計画的な導入、カーボンニュートラルの考えにより二酸化炭素排出量を抑制できるとされるバイオディーゼル燃料の一部公用車での使用など、職員1人一人が環境への意識を持ち、それぞれの部署で可能なことを積み重ね、取り組んでおります。

今後も温室効果ガスの成分であり、地球温暖化の大きな要因である二酸化炭素を削減するゼロカーボンの実現に向け、各種事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（下村 宏君）** 松村広志君。

○**5番（松村広志君）** さて、ゼロカーボンシティとは、2050年までにカーボンニュートラルを目指す自治体を指しております。

先ほども述べたとおり、地球温暖化による異常気象は国内でも顕著であり、7月の東北の豪雨や過去最高クラスの台風10号などは幾つもの線状降水帯を発生させ、各地に豪雨災害を及ぼした。世界が2050年のカーボンニュートラルを目指す中、国はもとより、各地方自治体なども取り組みを進めていく必要がある。

ゼロカーボンシティ宣言への本村の意向を伺います。

○**議長（下村 宏君）** 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○**経済建設部長（岡澤光一君）** カーボンニュートラルに向け、自治体宣言を行うことは、その強い意思と、重要性を住民の皆様及び企業の皆様など多くの方々に向け、明確に発信することになり、その責務としてカーボンニュートラルに向けたさらなる目標や実現策の構築をしなければならないと考えております。

つきましては、これまでの取り組みの検証、将来を見据え、取り組むべく施策の整理を行った上で、今後更新となる美浦村地域温暖化対策実行計画に宣言の内容を盛り込み、その実現に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（下村 宏君）** 松村広志君。

○**5番（松村広志君）** 前向きな御答弁に、感謝いたします。ぜひ、よろしくお願いいたします。

危機の時代の克服について、識者の声を紹介させていただきます。

記録的猛暑が続く日本に、異常気象を前提に社会の仕組み調整をと訴えるのは、国立環境研究所上級主席研究員、東京大学未来ビジョン研究センターの江守正多教授であります。

教授いわく、近年の豪雨については、気温の上昇に伴って大気中の水蒸気が増えることから、前線が停滞したときなどでは、より多くの雨が降り、記録的な雨量になりやすい。台風も、通過する海の海水温が高ければ勢力が強くなる可能性が高い。地球温暖化が進行するにつれ、こうした傾向はさらに激しくなる、としております。

そして、地域の「適応計画」策定が重要であるとし、社会の対応について、次のように語られている。つまり、「適用」と「緩和」の両面を考えなくてはならない。適応とは、異常気象がニューノーマル——新常態になりつつある今、気候変動を前提にして社会の仕組みや生活の仕方を調整することだ。例えば、防災や熱中症対策、農産物の高温耐性の強化などが挙げられるとして、国が定める気候変動適応法では、地方自治体に対し、各地域の「適応計画」策定を努力義務とした。温暖化による影響は地域によって異なるため、各地域で対策の優先順位を議論し、計画的に備えることが重要だ、と。緩和については、温暖化の進行に歯止めをかけることにほかならない。温暖化の影響が深刻化し、気温の変化や災害の激甚化などを通して多くの人が危機を実感している今だからこそ、改めて脱炭素化の必要性を多くの人に認識してほしいと強調。

以前、県内の方から、宣言が遅れることで、企業などの誘致に支障が生じるかとの問いをいただきました。江守教授の言葉を借りれば、温暖化を止めるには、社会の仕組み自体が変わらなければならない。いくら個人が省エネに向けライフスタイルを改めたとしても、発電の仕組みなどが脱炭素につながるままでは、効果は望めないからだ。このことは、生産や消費の在り方にも通底するものと私は感じます。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続きまして、ヘルメット購入の助成について、伺います。

警視庁によれば、自転車関連の死亡事故のうち、約6割が頭部損傷によるものと報告されている。ヘルメット着用の努力義務が、2023年4月に改正道交法に盛り込まれ、全国・全年齢が対象となりました。

改正前は13歳未満の幼児や児童のいる保護者に対して自転車ヘルメットを着用させる努力義務がありましたが、改正後は自転車を利用する全ての人を対象となります。

言うまでもなく、自転車ヘルメットの着用努力義務化には、乗車中の死亡事故を減らす狙いがあります。自転車事故の種類には、自動車との衝突、自転車同士や単独の衝突などがあるが、いずれも運転者が自動車の車体や路面といった、人体より硬いものに体を打ちつけることとなります。そのため、自転車ヘルメットを着用しない場合、頭部に大きな外傷を覆う可能性がかなり高くなり、死亡事故につながる可能性も高い。

参考までに、2023年の自転車関連交通事故の状況は、自転車が第1当事者、または第2当事者となった交通事故、自転車関連事故の件数は7万2,339件で、前年比2,354件の増加。自転車関連事故全交通事故の約23.5%を占めており、自転車に乗っている人が死亡した事故は346人で、前年比7人の増加。そして死亡事故の約半数は頭部を損傷しており、そのうち9割以上がヘルメットを未着用、現在県内でも自転車利用のヘルメット着用の推進に向け、購入補助に乗り出す自治体が増えてきております。

着用が努力義務となり1年、購入費用の助成について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問にお答えします。

道路法の改正により、2023年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、村では、村内小学校の交通安全教室、街頭や商業施設などでのキャンペーン等を通じて、ヘルメット着用の有用性や着用促進に関する周知を行っております。

なお、本村ではかなり前より、自転車通学となる小学生と中学校入学時に生徒全員に無償でヘルメットの支給を行い、安全に通学できるよう努めているところでございます。

さて、本村の自転車用ヘルメット購入補助事業の創設につきましても、導入に向け、前向きに調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 部長の前向きな御答弁に、感謝いたします。

仮に、手頃な例として、高校生相当年齢の住民を対象に、購入費の50%上限2,000円の補助、さらに2024年度からは、新たに65歳以上も対象に加える助成を、補助をする自治体もありますが、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

〔経済建設部長 岡澤光一君登壇〕

○経済建設部長（岡澤光一君） 補助要件につきましては、国の新たな支援策等の情報をはじめ、近隣市町村の動向、既に補助制度を導入、実施している市町村の支給年齢や助成額及び交付実績などの取り組み状況を参考としてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、三つ目の質問に移ります。

東日本大震災から13年6か月を前にした今月7日、「防災教育は“命”と“地域”を守れるのか」をテーマにした、防災学習・震災伝承実践交流会が仙台市で開かれた。公益社団法人3.11メモリアルネットワークが主催し、石川県輪島市教育委員会、岩手、宮城、福島の3県と、仙台市の教育委員会の後援で行われたこの会合には、全国からオンラインも含め、教育関係者や大学生らが参加。被災地の学校現場における課題や好事例を共有し、活発な議論が展開されたようです。

そこでは、大震災から13年がたち、震災を記憶する児童生徒がほぼいない上、被災体験がある教職員が少なくなっている現状が議論されたようです。岩手県釜石市立の釜石東中学校の校長からは、震災を知らない人が知ったふりをしなくていい。子供たちと一緒に教員が一生懸命学ぶ姿こそが防災教育だと語られ、主体的学びが緊急時の力であるとして、3.11以前から同中学校には想定にとられるな、置かれた状況で最善を尽くせ、率先避難者となれ、そして助けられる人から助ける人への同校のエピソードを話され、避難三原則を紹介、結果、被災当時学校にいた生徒は全員無事避難できたとのことでした。

また、宮城県多賀城市の高校教諭は、津波伝承まち歩きのマップなどの作成を通じて、実働により、地域や災害における諸課題を自分事として捉えることを促し、その後、実践の中で、避難案内や波高標識——波が高いですね、波高標識の追加が実現するなど、社会における自己有用感を高めているとの報告がなされました。

災害対応については、子供たちを守ることは重要であるが、同時に地域や子供たちの小さな声目線を大切にすることも必要と考える。学校教育では、防災対応についてどのように取り組まれているかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 小山教育部長。

〔教育部長 小山久登君登壇〕

○教育部長（小山久登君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

近年では、地球温暖化に伴うとみられる集中豪雨の頻発や、将来高い確率で発生すると見込まれている首都直下型地震等の様々な支援災害の脅威に対し、スマートフォン

ンの普及等に伴う情報化の進展などが合わさって、児童生徒を取り巻く防災意識の環境は大きく変化してきております。

このような状況のもと、児童生徒の災害に対する安全安心意識の高まり並びに安全安心に対する懸念が広がっていると認識されていることから、本村の学校教育においても、防災対応等の安全安心に関する指導の充実には力を入れているところでございます。

特に、身に迫る危険に対して自らの命を守り抜くための自助や、自らが進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる力を身につける共助・公助については、避難訓練、小・中学校合同の引き渡し訓練等の学校行事だけにとどまらず、道徳や特別活動における生命の尊さや保健体育におけるけがの防止や、心肺蘇生法等についても視野を広げるなど、防災教育の充実、充実を図っております。

なお、これらの教育には、村生活安全課による非常食の試食や段ボールベッドの体験、いなほ消防署署員による心肺蘇生法講習会など、多方面の協力をいただいているところでございます。

また、近年では、令和3年度に修学旅行先として、木原小学校が福島県、美浦中学校が宮城県と、東北地方の東日本大震災伝承施設を訪れて、現地の方々より震災体験について話を聞く学習を行ったほか、令和5年度には、小学校で北海道浦河町及び沖縄県浦添市と防災教育をテーマにしたオンライン交流を実施するなどの防災教育の充実を図る試みを実施しているところでございます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 子供たちが被災地の現場を訪れ、被災者との意見交換を行うなど、直接体験学習をしながら、災害時などに率先した対応を行える人材の育成を目指す自治体も出ております。

防災意識を高める上で、育成事業の検討や防災士などの資格試験の助成について、本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 岡澤経済建設部長。

[経済建設部長 岡澤光一君登壇]

○経済建設部長（岡澤光一君） 松村議員の御質問につきまして、学校教育課と連携をしながら、生活安全課においても育成事業を行っておりますので、お答えさせていただきます。

子供たちに対する防災意識を高める取り組みとしましては、令和5年度に大谷小学校より依頼を受け、5年生に対して防災に関する授業を実施し、美浦村の防災備蓄品及びJ－ALERT発令時の対応の説明、水消火器体験などを実施しております。

本年度においては、生活安全課より各小学校へ提案を行いまして、9月3日に安中小学校の4、5年生、11日に大谷小学校の5年生、12日に木原小学校の4、5年生を対象に実施いたしました。

授業は、稲敷広域消防本部から本村に派遣され、専門的な知識を持つ消防職員と村消防主任で進め、防災に関する基本的な内容、美浦村及び家庭での備蓄に関する内容など、広く防災に関するお話をしたところです。児童も興味を持ち、楽しみながらも真剣に学ぶ様子うかがえ、今後も学校と相談をした上で、育成事業の一環として進めていきたいと考えております。

次に、防災士の資格試験の助成でございますが、日本防災士機構のホームページによると、研修内容が成人を想定していること、試験があること、救急救命講習があること、防災士に期待される一般的な社会的役割等を考えると中学生以上が望ましいと案内されておりますが、本村の防災士資格試験助成において、年齢制限は設けておりませんので、資格取得を志す子供たちへの助成も対応をしているところでございます。

なお、さきに答弁させていただきました、防災に関する事業の中においても、防災士の役割や活動についてお話をしております。

子供たちを被災地等へ派遣することは計画しておりませんが、村主催の防災訓練などで子供たちが学べるメニューを取り入れながら、今後も育成事業を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○5番（松村広志君） 御答弁の中、本村の防災士資格試験助成において、年齢制限は設けないという、お聞きいたしました。ぜひですね、村内の方々に周知をしていただいて、1人でも多くの子供たちが受けられるような環境をつくっていききたいと思えます。よろしく願いいたします。

このたびの質問、SDGs持続可能な社会づくりと暮らしを守る取り組み、誰も置き去りにしない社会の構築に向けて、何が最も重要で必要なのか、2020年1月公明党創立者が示された記念提言「人類共生の時代へ建設の鼓動」では、ともすれば気候変動に伴う被害をめぐって、数学のデータで表されるような経済的損失の大きさに目が向けられがちですが、その陰で埋もれてきた多くの人々が抱える痛みへのまなざしを、問題解決に向けた連帯の基軸に据えることが大切ではないでしょうか、との箴言を添えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時42分 散会

**令和6年第3回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和6年9月20日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

議案第8号 財産の取得について (R06美浦村給食配送車購入)

議案第9号 財産の取得について (R06大谷小学校給食室厨房機器購入)

議案第10号 財産の取得について (R06美浦小学校給食用備品購入)

議案第11号 財産の取得について (R06美浦小学校配膳室用給食機器購入)

議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算 (第3号)

議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第2号)

議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第2号)

(委員長報告・討論・採決)

議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第21号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について

議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(意見書上程・質疑・討論・採決)

発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

議員派遣について

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 下 村 宏 君 | 2 番 | 塚 本 光 司 君 |
| 3 番 | 諸 岡 正 明 君 | 4 番 | 北 出 攻 君 |
| 5 番 | 松 村 広 志 君 | 6 番 | 葉 梨 公 一 君 |
| 7 番 | 小 泉 嘉 忠 君 | 8 番 | 岡 沢 清 君 |
| 9 番 | 山 崎 幸 子 君 | 10 番 | 林 昌 子 君 |
| 11 番 | 小 泉 輝 忠 君 | 12 番 | 沼 崎 光 芳 君 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|---------------------|-------------|
| 村 長 | 中 島 栄 君 |
| 教 育 長 | 山 崎 満 男 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 原 克 彦 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 圓 城 達 也 君 |
| 経 済 建 設 部 長 | 岡 澤 光 一 君 |
| 教 育 部 長 | 小 山 久 登 君 |
| 総 務 課 長 | 笹 倉 英 雄 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 竹 裕 幸 君 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 大 吾 君 |
| 収 納 課 長 | 成 嶋 幸 子 君 |
| 住 民 課 長 | 中 島 紀 美 江 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 葉 梨 美 穂 君 |
| 福 祉 介 護 課 長 | 柳 堀 浩 君 |
| 健 康 増 進 課 長 | 坂 本 聖 子 君 |
| 国 保 年 金 課 長 | 浅 野 洋 子 君 |
| 都 市 建 設 課 長 | 糸 賀 卓 也 君 |
| 経 済 課 長 | 正 慶 將 暢 君 |
| 生 活 安 全 課 長 | 富 田 正 寿 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 飯 田 和 徳 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 松 葉 時 男 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 葉 梨 裕 美 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 石 川 大 志 君 |
| 幼 稚 園 長 | 矢 崎 和 子 君 |

大谷 保育所 長
木原 保育所 長

広瀬 良子 君
加藤 厚子 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長
書 記
書 記

米 澤 稔
田 代 恭 子
中 嶋 朋 幸

午前10時00分 再開

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和6年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 議案第4号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第5号 美浦村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第6号 美浦村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第7号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第8号 財産の取得について（R06美浦村給食配送車購入）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第9号 財産の取得について（R06大谷小学校給食室厨房機器購入）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 議案第10号 財産の取得について（R06美浦小学校給食用備品購入）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第11号 財産の取得について（R06美浦小学校配膳室用給食機器購入）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

〔2番議員 塚本光司君挙手〕

○議長（下村 宏君） はい、どうぞ。

塚本議員、どうぞ。

○2番（塚本光司君） 議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）に対しまして、第2表、債務負担行為補正、事項、トイレカー購入費、期間、令和7年度、限度額、3,220万8,000円を削除するため、修正動議を提出いたします。

以上です。

○議長（下村 宏君） 修正動議が提出されました。

ここで、暫時休憩いたします。

10時25分に再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時08分 休憩

午前10時26分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案に対して、塚本光司君外5人から、お手元に配付をしました修正の動議が提出をされました。

これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

塚本光司君。

〔2番議員 塚本光司君登壇〕

○2番（塚本光司君） 議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

第2表、債務負担行為補正の一部を、次のように改めます。事項、トイレカー購入費、期間、令和7年度、限度額、3,220万8,000円を削除し、債務負担行為補正の合計を18億5,209万4,000円とするものでございます。

この修正案は、令和7年度にトイレカーを購入するための債務負担行為補正の全部を削除するものであります。

本村では、災害時におけるトイレ対策として、各小学校、ふれ愛プラザ、中央公民

館に、断水時でも既存施設のトイレを使用できるようにする簡易トイレや組立て式の段ボールトイレを備蓄しているほか、令和3年度には三協フロンティア株式会社と災害時のユニットハウストイレのトイレ提供について協定を締結しています。

トイレカー購入は、これまでの対策をさらに強化するものであり、将来の災害に対する二重三重の備えとして大いに役立つであろうことは十分理解しております。今回の債務負担行為補正も、令和6年第1回定例会時に、松村議員が行った災害対策に関する一般質問に対し、執行部から「機動性や衛生面に優れ、被災地の状況に応じ多様な場面で活用することができるトイレカーは実用性が高く、交付税措置・補助事業等の活用を前提に導入を研究していく」という旨の答弁があり、それを反映してのことだと思います。

しかしながら、本村は、令和7年4月に統合小学校の開校が控えております。開校間近となった現在、そして開校1年目となる次年度も、新校舎や学校備品はもちろん、子供たちの学校生活を支える周辺環境の整備に重点を置かなければなりません。今は村の一大事業である統合小学校、それに関連する施設等の整備を進めていただきたい。駐車場用地の取得や整備、放課後児童クラブの設置、周辺道路・環境の整備等、解決すべき問題は未だ山積しております。

美浦村地域防災計画では、過去の災害事例から、美浦村における仮設トイレ必要数は27基と算出されています。先に述べた、備蓄と協定、そしてトイレカーの導入費用のほかに、車検、駐車する車庫の整備、衛生面、管理運営の整備などの考え得るランニングコスト、財政状況を十分に考慮したうえで進めていただきたい。

以上の理由により、第2表、債務負担行為補正、事項、トイレカー購入費、期間、令和7年度、限度額、3,220万8,000円を削除し、債務負担行為補正の合計を18億5,209万4,000円とする修正案について、議員6名により提出するものであります。

御審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（下村 宏君） 修正案に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対しましては修正案が提出されておりますので、討論の順番は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

北出 攻君。

〔4番議員 北出 攻君登壇〕

○4番（北出 攻君） トイレカー購入の修正案について、反対の立場で討論をいた

します。

近年、災害は頻発化、激甚化の傾向にあり、その被害は深刻さを増しております。様々な方面から災害に備え、村民を守るのは行政の重要な責務であります。

特に、地震発生直後には、停電、水道管や下水道管の破損により、使用不能になることが懸念されます。東日本大震災や熊本地震、そして今年起きた能登半島地震などでも、同様の報道もされました。

断水等によりトイレが使えなくなると、圧倒的なトイレ不足が生じます。劣悪なトイレ環境は、単なるトイレ我慢ではなく、飲食を控え、体調悪化の連鎖につながります。過去の震災においても、避難生活での心身負担でお亡くなりになる方も多く、有事の際の安心した避難生活確保に向け、二重三重に備えること、想定される課題解決に向け、事前に対応策を講じる姿勢は大切であると思います。

執行部が導入を計画する災害用トイレカーは、どこへでも速やかに移動可能で、給水タンク、便槽を備え、到着後すぐに使用することができ、何よりも大勢の方々が快適に利用することが可能となります。また、障害をお持ちの方やお年寄りの付き添いも可能と思われます。さらに、蓄電池設備により、周辺や室内を明るく、不安な被災地の夜でも安全と安心を届けることができます。

このトイレカーは、有事の際の使用のほかにも、各種イベントなどの開催時における使用、他市町村での災害支援としても活用できるものでもあります。

導入費の3,000万円余りは交付税の対象となり、事業費の30%で900万円余りの村負担で整備ができます。負担分は一括返済ではなく、複数年で返済することになります。また、国からこの有利な制度は令和7年度と示されており、導入時期も最善であると考えます。

村民の血税ではありますが、この金額が村民の理解を得られない金額とは到底考えられません。理解を得られないどころか、村民の安心安全を第一に考えた場合、一刻でも早く取り入れるべきであると考えます。

天災は、いつ起こるかも分かりません。南海トラフ地震も予想されている中、いつ起こっても不思議ではない状況にあると思います。

結論として、有事の際の村民を第一に考えた場合、以前の災害に鑑み、この修正案には賛成できず、反対をいたします。確かに、美浦小学校の建設、児童クラブの設置等の推進をしているところであり、最優先にあることは承知の上で申し上げますが、いつ来るか分からないことだから、後回しにしてもよいということではなく、同時に進行させるべきであると考えます。

よって、この修正案に対し、反対の意見を申し上げます。

議員各位には、趣旨御理解をいただいた上、私の意見に御賛同いただけますようよろしく願いを申し上げます。

以上、反対討論といたします。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

松村広志君。

〔5番議員 松村広志君登壇〕

○5番（松村広志君） トイレカー購入の修正案について、私も反対の立場で討論いたします。

ただいま、論理的な御説明が、北出議員からなされました。私からも意見を述べさせていただきます。

今年元旦に起きた能登半島地震、7月の山形、秋田の豪雨災害、各地で観測史上最多を更新し続けた台風10号、8月の宮城県日向灘沖を震源とする地震及び南海トラフ地震臨時情報、そして初めての巨大地震注意報。さて、能登半島地震から、発災から終日、数週間の地域の公民館、集会場、道の駅などのトイレの状況は、いかに悲惨な状況だったのでしょうか。ライフラインは途絶え、交通網は寸断され、上下水道は止まったまま、多くの方がトイレに困り、駆けつけた公共トイレは、すぐに汚物であふれ、便座にあふれ返った部屋に用を出し、さらには処理できないたくさんの汚物を持ち込み放置する始末。外づけのボックスのトイレなどは、中身を処理できず放置されたまま、同じく汚物であふれ返ったままでした。どこも手をつけられないような悲惨な状況が、各地に広がっていたようです。

皆さん、想像してみてください。

もし、あのような地震が、悲惨な状況が我が地域に展開されるとしたら、それがいつ分からず、実は今日明日にも起きたとしたら、大災害を生き伸びた方々が、悲惨な状況に見舞われた人たちが必ずとも言える言葉を口々にします。

それは、まさか、どうしてうちが、もっと備えておけばよかったと。他人事でしょうか。我が地域は大丈夫、すぐには来ない、誰が言い切れるのでしょうか。その中、事態の改善に貢献したのが、各地から集められた移動可能なトイレトレーラーだったと報告されております。

全国各地いつどこで起きてもおかしくない大災害を前に、国がこのトレーラーの配置に力を入れるのは道理であり、有効な対策であるのは、経験上の明快な対応と、私も感じました。

悲観主義は気分によるものであり、楽観主義は意志によるものであると、フランスの哲学者アランの幸福論の言葉です。この意味は、何もしなければ人は悲観的になってしまうため、よき楽観的になるためには意志や主体性が必要であるそうです。

危機にどう備えるか。政治は何のためにあるのか。皆さん方の証明な御判断を求めらるるものでございます。

以上でございます。

○議長（下村 宏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、原案及び修正案に反対者の意見を許します。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決をいたします。

これより、議案第12号 令和6年度美浦村一般会計補正予算（第3号）に対する塚本光司君外5名から提出された修正案について、挙手により採決をいたします。

本修正案に、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数です。

よって、修正案は可決することに決定をいたしました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決をいたします。

修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第13号 令和6年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第14号 令和6年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第15号 令和6年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第16号 令和6年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての7議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。
決算審査特別委員長 林 昌子君。

〔決算審査特別委員長 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） 令和5年度美浦村決算認定の7議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和6年9月10日、本議会において設置され、同日、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての7議案が委員会付託となりました。

特別委員会は9月10日、12日の2日間、開催をいたしました。

9月10日の特別委員会では、正副委員長の互選を行い、指名推選により、決算審査特別委員長に私、林 昌子、副委員長に山崎幸子君が選任をされました。

9月12日の特別委員会では、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定についての6議案は、全会一致により認定するものと決定いたしました。

また、議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定につ

いては、全会一致により可決及び認定するものと決定をいたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により、報告をいたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了をいたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

これより、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第21号 令和5年度美浦村水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものであります。
本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 山崎幸子君。

〔厚生文教委員長 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査の結果を御報告申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において当委員会に付託されました、請願第1号を審査するため、9月11日水曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願書は、提出者、茨城県教職員組合井坂光一氏外46名、紹介議員は小泉嘉忠議員です。

請願内容が、子供たちの学びの質を向上させること、また教職員の職場環境改善の必要性を評価し、全会一致で採択することに決定をいたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、御理解の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 発委第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書を議題といたします。

本案について、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議員派遣についてを議題といたします。

本案については、地方自治法第100条第13項及び会議規則128条の規定により、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣についてはお手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思いますが、

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

なお、議員派遣に変更ある場合は、議長に一任とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 日程第18 閉会中の所管事務調査についてを議題といたしま

す。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 山 崎 幸 子

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

美浦村議会決算審査特別委員会
(第 1 号)

令和6年9月10日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席議員

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 下 村 宏 君 | 2 番 | 塚 本 光 司 君 |
| 3 番 | 諸 岡 正 明 君 | 4 番 | 北 出 攻 君 |
| 5 番 | 松 村 広 志 君 | 6 番 | 葉 梨 公 一 君 |
| 7 番 | 小 泉 嘉 忠 君 | 8 番 | 岡 沢 清 君 |
| 9 番 | 山 崎 幸 子 君 | 10 番 | 林 昌 子 君 |
| 11 番 | 小 泉 輝 忠 君 | 12 番 | 沼 崎 光 芳 君 |

1. 欠席議員

な し

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 米 澤 稔 |
| 書 記 | 田 代 恭 子 |
| 書 記 | 中 嶋 朋 幸 |

○**議会事務局長（米澤 稔君）** 決算審査特別委員会への御参集、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

○**臨時委員長（小泉嘉忠君）** ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。

委員長の互選まで、御協力よろしくお願いいたします。

午前10時25分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は12人でございます。
定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。
これより決算審査特別委員長の互選を行います。
お諮りいたします。
決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票の
いずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の
方法は、指名推選とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選と
することに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これに御異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、林 昌子君を委員長に指名いたしま
す。

ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が委員長に当選されました。

御協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それと
も投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 指名推選とのことでございますので、決算審査特別副委員
長の互選は、指名推選とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とす

ることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、山崎幸子君を副委員長に指名いたします。
ただいまの指名に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、山崎幸子君が副委員長に当選されました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月12日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れ様でした。

午前10時30分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会
(第 2 号)

令和6年9月12日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について
- 2) 議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 3) 議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4) 議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 5) 議案第21号 令和5年度美浦村水道事業会計決算認定について
- 6) 議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定について
- 7) 議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定について

1. 出席議員

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 下 村 宏 君 | 2 番 | 塚 本 光 司 君 |
| 3 番 | 諸 岡 正 明 君 | 4 番 | 北 出 攻 君 |
| 5 番 | 松 村 広 志 君 | 6 番 | 葉 梨 公 一 君 |
| 7 番 | 小 泉 嘉 忠 君 | 8 番 | 岡 沢 清 君 |
| 9 番 | 山 崎 幸 子 君 | 10 番 | 林 昌 子 君 |
| 11 番 | 小 泉 輝 忠 君 | 12 番 | 沼 崎 光 芳 君 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

| | |
|-------------|-----------|
| 村 長 | 中 島 栄 君 |
| 教 育 長 | 山 崎 満 男 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 原 克 彦 君 |
| 保 健 福 祉 部 長 | 圓 城 達 也 君 |
| 経 済 建 設 部 長 | 岡 澤 光 一 君 |
| 教 育 部 長 | 小 山 久 登 君 |
| 総 務 課 長 | 笹 倉 英 雄 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 竹 裕 幸 君 |
| 税 務 課 長 | 佐 藤 大 吾 君 |
| 収 納 課 長 | 成 嶋 幸 子 君 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 住 民 課 長 | 中 島 紀美江 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 葉 梨 美 穂 君 |
| 福 祉 介 護 課 長 | 柳 堀 浩 君 |
| 健 康 増 進 課 長 | 坂 本 聖 子 君 |
| 国 保 年 金 課 長 | 浅 野 洋 子 君 |
| 都 市 建 設 課 長 | 糸 賀 卓 也 君 |
| 経 済 課 長 | 正 慶 將 暢 君 |
| 生 活 安 全 課 長 | 富 田 正 寿 君 |
| 上 下 水 道 課 長 | 飯 田 和 徳 君 |
| 学 校 教 育 課 長 | 松 葉 時 男 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 葉 梨 裕 美 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 石 川 大 志 君 |
| 幼 稚 園 長 | 矢 崎 和 子 君 |
| 大 谷 保 育 所 長 | 広 瀬 良 子 君 |
| 木 原 保 育 所 長 | 加 藤 厚 子 君 |

1. 本会議に職務のため出席した者

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 米 澤 稔 |
| 書 記 | 田 代 恭 子 |
| 書 記 | 中 嶋 朋 幸 |

午前10時01分 再開

○委員長（林 昌子君） 改めまして、皆様おはようございます。

決算審査特別委員会への御参集、大変お疲れさまでございます。

ただいまの出席委員数は12名です。

それでは、ただいまより、令和6年第3回定例会決算審査特別委員会を再開いたします。

委員並びに執行部各位に申し上げます。

委員におかれましては質疑の際、決算書及び事業報告書等の当該ページ並びに科目名を——款項目です。示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

執行部におかれましても、明快な答弁をお願いしたいと思います。

また、質問される際、質問事項が2問以上にわたる場合は、1問ずつに区切って質問されますよう、あわせてお願いを申し上げます。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用しはつきりと発言するようお願いいたします。

また、発言後のマイクのスイッチを切っていただく御協力もよろしくお願い申し上げます。

げます。

また、退出時のお願いを申し上げます。所用にて退出するときには、進行の都合上、退出の意向を伝えてから退室されますようお願いを申し上げます。

○委員長（林 昌子君） それでは、議事に入ります。

今定例会において当委員会に付託されました議案の審査を行います。

当委員会に付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第17号から議案第23号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の7議案となっております。

なお、一般会計決算の質疑の順番ですけれども、初めに、歳入全般を一括での質疑といたします。歳入一括質疑となりますので、歳出に入ってから歳入の質問はできないということになりますので、お気をつけいただきたいと思います。

また、次に歳出の質疑を行うわけですけれども、款項目の項ごとに議会費から順番に質疑をお願いしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） それでは、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

初めに、歳入の質疑に入ります。

決算書の14ページから55ページ、決算書の14ページから55ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） おはようございます。御苦労さまでございます。

私から、決算書14ページの固定資産税でございますが、監査委員の報告の中で、固定資産税の償却分、償却資産分の減価が要因となって、大きな減額となったというような報告がありました。

現在ですね、美浦トレーニング・センターでは、坂路の整備や厩舎の建て替えを進めており、固定資産税が伸びていくのかなと思っております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員、申し訳ございません。ページ数からお願いいたします。

○委員（北出 攻君） ページ数は、14ページでございます。すみませんでした。

○委員長（林 昌子君） 言っていただいたんですけれども、何か、すみません、もう1回お願いします。

○委員（北出 攻君） そこでですね、トレーニング・センターの令和5年度の償却資産分はどのくらい、前年度に比べてですね、どのくらい減額になったのか、ちょっとお聞かせください。よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） 佐藤大吾 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

御質問の内容の確認なんですけど、日本中央競馬会の減価償却の減収分の金額ということによろしいですかね。そうじゃなくて、全体の金額ですか。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） できれば、そちらも聞きたいんですが、とりあえず時間のないところなんで、償却分のみでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 佐藤大吾 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 令和5年度の固定資産税における償却資産の増減額なんですけど、前年度——令和4年度と比較して、3,575万9,209円の減、マイナスとなっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 今の3,575万円余りが、美浦トレーニング・センターの令和5年度の減額分ということによろしいですかね。

○委員長（林 昌子君） 佐藤大吾 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

今申し上げた金額は全体の金額でして、JRA分で申し上げますと、令和4年度と比較して、1,696万4,902円の減、マイナスとなっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） そうしますと、残り1,700万円余りはもう減額になっているというようなところがございますが、こちらの要因というのは大きく、大きなところで結構ですので、どの辺が減っているのか、お聞かせください。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

監査委員の意見書にもございましたように、減価償却が進んだことによる減ということで認識をしておりますが、大きいのは、今申し上げたJRAと、あと日本T Iですね、日本テキサス・インスツルメンツ合同会社で、マイナス1,030万3,581円のマイナスとなっております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

多分この二つというのは償却分が償却されてしまったとか、新しく設備投資がされなかったというようなところで、多分下がってしまっているのかなと思います。

そこでですね、これ決算ではなくて本当に申し訳ないんですが、令和6年度というのは、現在どのくらい伸びたのか、もし分かれば結構ですので、教えていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

日本中央競馬会美浦トレーニング・センターが村に提出した令和6年度償却資産明細表によりますと、JRAとしては、坂路馬場の改修ですね、それで構築物が多数あるってことで。構築物とは、照明設備とかアンテナ配線、あとは排水施設、あと近場だと擁壁ですよ。その辺により、約6,000万円増加しているということで、今年度の課税状況を見ますと、その他分も合わせまして6,239万9,058円の増となっております。

あと、先ほど日本T Iのほうも申し上げましたので、T Iのほうも調べたんですが、こちらですね、設備投資されているということで、1,995万918円のプラス増となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 令和6年度もまたありがとうございました。

トレセン、今後厩舎の建て替え等々だんだん進んでいくと思うんですが、もし分かれば結構なんですけど、毎年多分トレセンとしても、計画的に建て替えというものを、私の聞いているところで全体で10年ぐらいでやってるよというような話だったんですが、これ毎年どのくらい償却分として上がっていくのか、ちょっとお聞きできればと思うんですけども。もし分かれば結構ですから。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

では、償却資産というよりも、ちょっと家屋も含めた形でお答えしたいと思うんですが、厩舎の建て替えについてですけども、平成27年から厩舎改築工事に始まっているということでして、平成29年に北の森地区、令和2年に西地区、あと従来の北地区、南地区とあわせて現在4か所に分かれているところです。

今後なんですけども、ちょっとJRAのホームページとかで見たところ、閉鎖された北場部分に厩舎を40棟ほど設ける計画があるとのことなんですけども、最終的な完成が令和10年から令和12年ということで載っておりましたので、新たに厩舎が完成した場合、今までのちょっと課税状況を見ますと、古い厩舎と新しい厩舎との固定資産税の差額が大体60万円から80万円ぐらいなのかなというふう把握しておりまして、単純に40棟あれば、2,000万円を超える金額になると思うわけですけども、その間に家屋の評価額が下がったりですとか、あと償却資産は減価償却していきますので、現段階では今後増加すると言えないというのが正直なところです。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございました。

プラスマイナスがあるんで、その差引きというのは単純には計算できないというよ

うなところかと思えますけども、トレーニング・センター、これから固定資産税、資産、償却資産、そういう方が、やはり、私ども設備投資ですね、していただくと。また、T I社に対しても設備投資をしてもらえるような形でですね、村としても要望というか、していただければいいのかなと思えます。

ありがとうございました。

○委員長（林 昌子君） ほかにございませんか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） これは、監査の意見書のほうの中ですね、村税と今のページに関わるところなんですけども、滞納の対策、うちのほうはですね、99.6%っていうのはとても高い、茨城県で第1位という数値が出ております。担当課にはですね、本当に、大変お世話になっております。また、評価をしたいというふうに思います。

それですね、不納欠損上げてる内容ですね、法何条とかでやっていくと何種類かあると思うんですけども、それが分かる範囲で結構ですんで、後で資料でもらえればお願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

何かコメントがあれば、いただきたいと思えます。

○委員長（林 昌子君） 成嶋 収納課長。

○収納課長（成嶋幸子君） 収納課の成嶋です。

下村委員の御質問にお答えいたします。

今日、不納欠損額のほうなんですけれども、個人村民税・法人村民税・固定資産税・軽自動車税の4税合計で、本年度は128万5,261円で、昨年度の欠損額が130万円と2,365円と比べると1万7,104円の、若干減額となっております。

一応、不納欠損の内容といたしましては、多く占めているものが、外国人または海外移住者が、所有財産がなく、出国したときっていうのは約42%占めております。

一覧のほうですが、あとで下村委員のほうに提出いたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） すみません。できればですね、恐らくほかの議員さんも知りたいと思えますので、i P a dのほうに入れてもらえれば、全員が見られるので、すみませんがお願いしたいと思えます。

それとあわせてですね、毎年これも出てる案件なんですけど、ページが49ページになりますけど、学校給食費の未収部分ですね。これの、いつも明細費を出してもらっているんで、できれば明細があれば、こちらもi P a dのほうに載せていただければありがたいなというふうに思います。

担当課、よろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 松葉 学校教育課長。

○学校教育課長（松葉時男君） 学校教育課の松葉でございます。

ただいまの下村委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちら、決算書49ページ、学校給食費の収入未済額でございますが、こちらにつきましては、滞納繰越分の未済額なりまして、令和5年度分、現年度分の給食費については、未納分はございませんでした。

こちら収入未済額の内訳につきましては、後ほどiPadのほうに載せていただきたいと思います。で、ちょっと個人名までは出せませんので、年度……学校と年度という形の資料なってしまいますが、よろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 毎年そのような形でもらっていると思いますので、すみませんがよろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） ちなみに、iPadへの提示は、本日中ということにより、よろしくお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、歳入の質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

初めに、第1款・議会費、第2款・総務費の審査を行います。

まず、議会費、決算書56ページから59ページ、決算書56ページから59ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の総務管理費、決算書58ページから89ページ、決算書58ページから89ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） おはようございます。

事業報告書の20ページ。決算書で61ページの、ふるさと……みんなと一体となって進める村づくり、これが事業報告でしたよね。

この中に、ふるさと親善大使を通しての美浦村のPRの中で、みんな御存じだと思うんですけども、我々も、村のPRのために阿井さんと棚橋さんの、みほ一すは別として、このお二方のいろんな面の報酬っていうのはどんなふうになってるんでしょうかねっていうのを、ちょっと質問です。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 総務課長。

○総務課長（笹倉英雄君） 塚本委員の御質問にお答えいたします。

ふるさと大使の方にですね、ここにある報償金といたしまして、毎年「美浦そだち」のお米を送ってございます。これのみですね。毎月だったり、年報酬等のほうは発生してございません。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） どこにもそれらしきものがなかったの、それとなくね、分かってたんですけどね。

実は、この間の浅草公会堂の件なんです、とある方に議会のほうから上がってるものを……講演に来てる人は、来てるんですよ。村の人が、実はお前行ったかっていうふうにちょっと質問されまして、それは公務で行ったのかどうなのかと質問されました。酬なり何なりも一切出てない部分があるので、これは我々で賛同しながら、公務で行ったんだよってというような形で説明したんですが、出すものを出せばそれでいいんじゃないのかっていうような質問を受けたものですから、コロナの間にいろんな面で活動を自粛してた部分もあるし、呼ぶにしても何かのイベントの司会なりという形で、以前はね、やってたわけですけども、その辺どんなふうに考えているのかな、今後っていうのちょっと。

このままほら、継続なり、いろんな面ですよ。例えば、棚橋さん、美浦にそんなに縁があるわけでもないですからね。別にそれを切れ云々ということを申し上げてるわけじゃないです

その辺、ちょっと確認しておきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 総務課長。

○総務課長（笹倉英雄君） 塚本委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

今、総務のほうで管理してございます、ふるさと親善大使、また美浦でもですね、こういった美浦村をPRしていただけて——例えば観光ですとか、あと地域おこし協力隊とかですか、いろんな形でですね、美浦村をPR、応援していただけている活動がございます。また、その中でも、また報酬が発生をしているものも確かにございますので、その辺はですね、このふるさと親善大使の意義とかですね、これ賛同していただいて、一応なっていたいただいた経緯もございます。

また、棚橋さんのあたりでですね、別で文化協会ですとか、いろんな単発でお願いしてる部分については、そういうなりのまた御祝儀等を発生させている部分もございましょうと認識がございますので、また改めてですね、このふるさと親善大使等の真意を御説明申し上げ、進めさせていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） それと、もう長年ね、数年言ってるわけですが、そんなにも

う結構、著名人っていますよね。極論言えば、前の村政云々のとき呼んだ、こっちのほうの、木村さんでしたっけ。いろんな部分でアプローチ的なもので、もう今、阿井さん含めた棚橋さん、みほ一す。これでいいかという形でもう、ざっと考えちゃってるのか。また違う意味で、誰かちょっと有名な著名な人じゃって感じで、探そうよっていうのは前向きなところあるのかなと。

その辺、ちょっと伺っておきます。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 総務課長。

○総務課長（笹倉英雄君） 塚本委員の御質問にお答えしたいと思います。

総務といたしましても、今みたいな著名人の方、特に議員の皆様から御推薦いただいたりですね、また活動していく中でお会いする機会等あればですね、積極的にアプローチ等をさせていただければなと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

中島村長。

○村長（中島 栄君） 今、総務課長のほうから話がありましたけども、地域おこし協力隊として採用されている方は、一応国、総務省からのほうから、住宅手当からいろんな部分でお金も約3年、長ければ3年半は補償されるんですけども、ふるさと大使ってというのは、今言ったように、2人しか、阿井さんと棚橋さんしか美浦の中ではないんですけども、阿井さんはもう札幌国際大学の教授ということで、住所は取手にあるんですけど、ほぼ北海道で生活していらっしゃるの、なかなか自分の仕事を持ってての、村からの要請ってのはなかなか難しい面があるのかなというふうには思います。

そういう中で、棚橋さんは、春の文化祭とか、あと11月3日の産業文化フェスティバル等については、単発で来てその日に全部やるんじゃなくて、前もって前日にリハーサルをしながらやってくれていることについては、それだけ職業意識があるのかな。また、議会のほうからはいろいろな、舞台の応援に行っていたということは、彼女も多分、感謝している部分があるのかなというふうには思います。

ただ、生活を見ると、そんなに美浦村から優遇されるようなお金は行っていないんで、ほぼほぼぎりぎりで行っている部分なのかなというふうには思います。

そういう規定が村の中にできてない部分がありますので、この後お2人と同じような立場で、美浦村のために、ふるさと大使として活動していきたいという人が現れたときに、今のような部分ではなかなか本人も、選ばれた人も活動をしづらいなというふうなことになるやもしれませんので、もう少し、本人たちが努力しているに見合う村からの出費も、かつ必要なのかなというふうには思いますんで、議会のほうでもその辺を考えていただけるとうれしいかなというふうには思います。

なかなか、そんなに、何ていうのかな、優雅な生活を送ってるようにも全然見えな

い部分なんで、一応は芸能人として活動をしているとすれば、ある程度金銭的にも恵まれてないと難しい部分があるのかなというふうには思いますので、今のところは棚橋さんがいろんなイベントでのお願いをすると、快く引受けてくれているのが、現状でございます。

ぜひ、村のほうも、彼女のね舞台があれば、議会も全員そろって応援をしていたらいいことに関しては、本当に彼女もうれしい限りだなあというふうには思いますが、けれども、それもね年に1回かしかないので、生活に影響を及ぼすような対価は何にもしていないのが現実でございます。

多分、交通費、食事を自分でするとしたら、多分残ってないぐらいの部分なのかなあというふうには感じております。やる日にはほらね、お迎えに行ったり送ったりぐらいまではしますけども、それぐらいで、今のところ要求も上がってきてないから、ここではやっていませんっていう声も全然聞いてない部分なので、ぜひ議会の中でそういう声があれば、この後総務のほうとも考えて、処遇のほうをどうするかも、一つのあれに上げていければなあというふうには思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員、よろしいですか。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 芸人はハングリーほど売れるんで、あんまり優遇しちゃうとあーとなっちゃうので。あと、準備9割ですから、もう現場はもうあと最後の1割です、準備するのが当たり前ですから。

それはさておいて、応援はしてる気持ちはね、ただどういう流れで縁もない人がなったのかなっていうのは、もう最初からずっと思ってることであります。ただ、個人的にはいろんな面で、林さんなんかもそうだと思う、そのフェイスブックと、議長もそうだと思うんです。応援とかは頑張りなってる形で流したりとか、その辺は知ってます。別にあえて落とし入れるとか、そんなことではなくて。ただ現実、この間言ったら何か議会で上がってたっけねなんて、やっぱり見てる人いるんですね。それでもう、うちのあれで言ったのかっていう、いろんな面での気持ち、交際費等々から出てる部分ありますよっていうことで答えはしておきましたけども、

そういうことがあったということは、私のほうからも伝えたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 棚橋さんの事の発端っていうのは、全然、美浦村とないということじゃなくて、実は工業クラブの会社のほうでいろいろと棚橋さんを、何ていうのかな、こういうがあって、美浦村にも何回も、ふるさと大使になる前から来ていて、その会社ってのはテキサスさんの先にジーベンケミカルという会社があって、その会社の社長とか役員の方とかなり親しくお付き合いをして、気さくな方がいるんで、美浦村としてふるさと大使としてどうでしょうかということなんで、彼女になっても

は払ってもいいんじゃないかと私は個人的と思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 答弁いかがでしょうか。

笹倉 総務課長。

○総務課長（笹倉英雄君） 今、下村委員のお話の中でですね、他町村の話ございましたので、私ども他市町村の動向ちょっと調べまして、また美浦のふるさと親善大使のほうに生かしていただけるものは参考にさせていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の79ページ、事業報告書の42ページ、款2・総務費、目・企画費、事業名が企業誘致事業費323万1,000円。今現在、企業立地奨励金として2件、日本テキサス・インスツルメンツと東海漬物、この2件で報告書のほうに載っています。以前、私なんか常にも気にしているんですけども、カスミが……今現在、カスミがあるとこの下に工業、何かこう、何か、店が来るとか何とかでいろいろ話があったけども、それ以降全然こう、聞く機会もないし、なかったんで、もしこの機会に話してもらえるような会社とか、会社ともかくとして、こういう状況にあるよということも話してもらえればと思って、質問します。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 都市建設課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。

小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

カスミの先のB地区ということで……。

○委員長（林 昌子君） ボリュームを上げていただいて……。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 分かりました。

B地区なんですけど、ちょっと、現状としましては、なかなか進捗のほうが進んでない状況ではあります。働きかけはしておりますので、今後、進捗があり次第、すぐ御報告したいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） あれは、村に企業が立地するというような条件がなかなかマッチして、最近企業が立地したり、何かこの奨励金を見てもほとんど橋本ブラシさん、テキサスさんという企業以外に、あんまりこう企業としてこういう条件の中で来るといったものがないので、もしそういうことがあったら、我々も情報として入れていただければと思ったので、質問します。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか、課長……。村長、先にお答えします。

中島村長、お願いします。

○村長（中島 栄君） 本当は私じゃなくて、担当課のほうでそこまで理解をして説明をしてもらおうといいことなんですけども。実際は地主さんともう契約して、お金は、地代はお支払いしている状況で、事業が進んでないっていうところまでなんですけど、土地の借地料は毎年払ってるみたいなんです。

ただ、あそこに、飲食店も含めた、実際は牛久のサンヨーホームさんというところが頭で動いて、そういう事業を、そこを借りて出店してやってくれるところを探してるんですけども、今ここ、コロナの後、なかなかそういう事業者が手を挙げてくれるところが少ないので、事業に至ってないんですけども、サンヨーホームさんも株式上場しようかなあというぐらいの考え方を持ってやってるような話は聞いてるんですけども、今年あたり方向性を出してくださいよという話は、たまたま違う場所で会って話をしたんですけども、意欲はあるので、入ってくれる飲食店とか、それから違う聞いて何となるようなところは、大体探しているんですけど、合わせた飲食店も出してこれという要望が出てありますので、そこがなかなか今のところ厳しい部分なので、もうちょっとお待ちくださいという話は、代表のほうから聞いております。

でも、このままね、ずっと土地代だけ払っていけばいいのかという問題ではないので、早めに管理はサンヨーホームがやって、中にテナントとして2店舗とか3店舗、2店舗というのは飲食店も出してよっていう要望があるんで、そこを模索はしてるんですけど、なかなかそこまでは至ってないというのが現状でございます。

ぜひ、これからも都市建設課のほうから依頼をして、呼んで、説明を受けて、あそここの開発を早めにやってくださいと。何か放置されたような感じで置かれると、カスミさんにも影響が出るし、ふれ愛プラザのほうにも影響が出てきてしまうという。

今、うまく機能してるのが、ばんどう太郎さんが1番県南のほうに、1番県南に近いほうに出してたのが、牛久の、阿見との境のあそこには喫茶店も含めて2店舗ぐらい出てるんですけども、それを河内のかわち夢楽というところに焼肉を出したら、それがかなりヒットして、初めての焼肉の店ということで、にぎわいをしている。たまたま美浦でも、いろいろとレストラン、ばんどう太郎もお願いしたいって言ったときには、約5,000平米ぐらいないと、なかなか出ていけない。まして、今この125号の道路だと分離帯が、中央分離帯ができてるので、信号があるぐらいのところだと回っていけるんですけども、なかなか、かえって使いづらくなるっていうのは、一つ商売をしていく、飲食店をしていく中ではちょっと難題を示すような部分がありますので、ぜひ、ばんどう太郎まで大きくなくても、議員でぜひ一緒に美浦村の中に飲食店を持ってもらおうと、本当にもっと住民が動けるような、あれになるのかなというふうに思っております。

ぜひ、サンヨーホームさんなんで、あちこちに看板が出ていると思いますけども、

もしつながりがあったら、議員の皆様からも強く要望を出していただければうれしいかなあというふうに思います。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。今後の進捗状況よろしく願いいたします。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 事業書の33ページ、決算書73ページ。令和3年度の電力調達においての、エネルギーサービスプロバイダー業務、全体的な電力調達に係る経費の節減を図るという事業内容のほうで、6番でE S P業務サービス利用料158万4,000円の対象施設17施設とあります。それで3年、これ3年から、令和3年からこのE S Pの業務を開始したということで、本来であれば、私らがこの17施設どのぐらい電気代が平成元年その以前関わってたんだろかなって調べて、どうだって提示するところなんですけど、いろんな面でそれを精査しながら、ここの行務サービスをしてもらえれば、全体で頼んでた電気代をかなり絞られるんじゃないかということだと思っんです、判断が。

というのは、前に一般質問でP P Sの絡みでちょっと村長ともいろいろお話ししたことがあって、2016年にはもう一般家庭でも全面自由化になっている部分があるんですけども、もしこの令和3年以降、以前の令和元年なり令和2年なり、そのときに比べてその時電気が例えば100使ったと17施設、ここを通すことによって、80、70になったよと、安く節約できたよと。その辺ちょっとお示しできればなあと思うんですけど、どうでしょう。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいまの塚本委員の質問にお答えしたいと思います。

こちら委員おっしゃるとおり、令和3年度から、その当時はたしかエネットっていう会社をそこで選んでいただきまして、令和3年、令和4年はエネットで、令和5年から東電になりまして、東電になった経緯が、なかなか入札に応じてもらえるところがなかったというところで東電になったんですが、そのメリットもどれだけあるのかっていうのは資料的にはお示しできると思うんですけど、東電で契約するのであれば、その業者を通さなくてもいいかなというそんな思いもありました。

今年につきましては、エネフィットのほうから新しい提案をいただきまして、ちょっと東電じゃなくて安いところ、固定じゃなくて、変動でもう今はそんなに上ぶれないんじゃないかというところで、今、東電の固定ということは一般的なとこだと思うんですけど、今度、九州電力の変動式というところで、一応10月から供給先を変えるようなことで考えて、今契約を進めているような状況です。

その実績、その差額、どれだけメリットがあったかという、後で資料を出したいと思っんです。そういう形でよろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ぜひ、お示ししていただきたいと思います。

たしか、PPS、特定電気事業者のときに、村長に質問したときにも記憶があるんですけども、そういう安いところに頼んじゃったら今度電気止まっちゃうんじゃないのと、よくマンハッタンあたりでバーンと電気が停電になったとか。でも、基本的には同じ東電の電線使ってくるのだから、これは問題ないんだよというようなことで、たしか一般質問で逆に教えていただいた記憶があるんですけども、ちょっとそれをお示しいただければなと思います。

○委員長（林 昌子君） 続けてどうぞ。

○委員（塚本光司君） それじゃ続けて、事業書43、決算書で79なんですけれども、ふるさと応援寄附金事業費の部分で、これ事業を……事業を令和5年度が2億1,000円……1番下ですね。2億1,752万9,600円の寄附を受けましたよと。件数的には3,444件だよっていうことで、それでですね、この自主財源の部分が1億と4437万9,000円。これ単純に、経費等々持ち出し部分で差っ引いて、これの残り1億1,300円ぐらいになるんですが、大体5割前後の利益、送る部分のあれもあるから、それからが妥当なのかなという部分なんですけど、単純にそう考えていいですか。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいま、塚本委員の御質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃったとおり、こちらの実際、収入が約2億1,700万円ありまして、経費が1億400万円かかっているというところで、これが総務省の基準で50%を超えてしまうと駄目ですよということになってますので、最大……本当これ、コストが少なければいいんですけども、なかなかやはり、返礼品として3割、それと間に入る業者で手数料が10%だったり、送料がかかったりするんで、50%を超えないようにこちらとしては努力しながら、寄附金の確保に努めていきたいと思っております。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 御苦労さまです。

令和4年度から比べても桁が違ってきたんでね、あと何だ、ゴルフのあれも好調だよってことなので、非常に期待する部分はあるんですけども。

ちなみに、これ今3件ほど、20何年に始まってふるさとチョイス、さとふる、2年ぐらい前に楽天というふうに、通して販売しているようなんですけれども、これ、やっぱり今、最後の楽天が1番出るんでしょうか。つまらない質問になっちゃって、申し訳ないんですけども。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

うちの場合ですと、さとふるのほうが少し多くて、仕組みは複雑で。一応すみませ

ん、ちょっと。楽天のほうからが5,900万円、約。さとふるが6,800万円、トラストバンク——こちらがさとふるさとチョイス約1,600万円、めぶきカードが、こちらからたしか楽天だと思ったんですが、こちら7,400万円という、こういった形になっております。

なので、おっしゃるとおり、楽天が1番多いかと思います。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ありがとうございました。

松村委員。

○委員（松村広志君） お疲れさまです。

決算書79ページ、お願いします。総務費の目・企画費について、お尋ねします。事業報告書の44ページ、定住促進事業費について、お尋ねします。

奨励金の交付実績の一覧を見ると、件数が令和5年度87件、新規申請件数9件ということで、これの理由、根拠を、数値の根拠をちょっと教えていただきたいなと思います。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

ただいま松村委員の質問にお答えしたいと思います。

根拠といいますのは、増減とか、そういったところですかね。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） そのとおりです。これ、普通に低減しているというよりも、極端に令和5年が低いかなという解釈で、その理由がどのように捉えているかというのをちょっと教えてほしいなと思います。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） ありがとうございました。

こちらですね、新築については、新築の戸数自体が恐らく減ってるっていう影響はあるかと思いますが、具体的に、そうですね、なかなか新規の件数が減ったっていうのが難しいところ……新築とあと中古の部分も該当になりますので、そういった図面も含めてちょっと資料のほうをつくって提出したいと思います。

そういう形でよろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） よろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） ほかに御質問ございますか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の87ページ。事業報告書の61ページ、この中ほどの特定空家対策事業費、これの空き家解体費等補助金。これが、事業報告書によると、準特定空家が3件あったっていうことで。

この準特定空き家、この3件の、おおよそどの辺なのかとていうことをちょっと口

頭で答えていただくのと、もし差し支えなければ、タブレットのほうに地図なり掲載していただくとありがたいんですけれども。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

山崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年もですね、同じような多分御質問いただきまして、タブレットのほうに写真とか載せさせていただいたと思うんですけれども、口頭でちょっとお話しさせていただきますと、3件の空き家の解体の補助金を出した空き家の場所としましては、1件目としましては楯縫神社の、こう、下りていく道があるんですけれども。

○委員（山崎幸子君） 楯縫神社もあれ、2か所ありますよね。美浦の中で。あそこ、何でしたっけ。この旧国道沿いの楯縫神社と、あとは信太のほうにも楯縫神社あるんですけれども。

○生活安全課長（富田正寿君） すみません、郷中のほうの、楯縫神社を右に見まして道路下っていくあたりのところで1件。

そのほか、2件目としましては、浜の公民館を過ぎまして霞ヶ浦のほうに向かっていった左手あたりのところが1件。

それと最後の3件目は、こちら受領地区ですが、タナカ印刷さんを入れて、こちらも下っていきまして、火の見やぐらが右手に……ごめんなさい、左手にあったと思うんですけれども、その火の見やぐらを、またそこへ左に曲がったあたりのお宅で1件と、合わせて3件ということでございまして、場所のほうはですね、地図のほうも御用意はしてありますので。

すみません、事業報告書に載せられればよかったのですが、ちょっとスペース的にちょっとできなかったもので。こちらも議員の掲示板にですね、地図のほうと、こういうお宅だよっていうことで写真、ちょっと分かるようなものも添付させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 質疑の途中ではございますけれども、1時間たちましたので、暫時休憩をしたいと思います。10分間休憩といたします。

この時計で、11時10分再開といたします。よろしく願いいたします。

午前10時59分 休憩

午前11時11分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、再開といたします。

ただいまは、総務管理費の58ページから89ページの質疑の途中でございます。ほかに御質問のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の85ページ、事業報告書の56ページ、款2、項・総務管理費、目・交通安全対策事業として、自主返納事業で10万8,000円。で、154万9,000円なんですけども、支援事業というのは、最初に発足したときから変化とか、変わってはいるのですか。デマンドタクシーの登録2,000円と利用券の6,000円、これ制度を設定したときの条件が、そのまま今まで継続されるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

小泉輝忠委員の御質問の件について、お答えしたいと思います。

すみません、私の認識の範囲ですと、制度発生から金額のほうは変わってないというふうに認識はしておりますので、登録……失礼しました、登録料で2,000円、利用料で6,000円というようなことで金額のほうは、この金額だと思っております。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） こういう状況っていうか、高齢者が増えてきて、免許が返納する人がだんだん増えてこないといけないのかなと思って見たら、令和3年度から、令和5年度に対して14件、令和5年度14件ということで、一向に進まないのは、そういうその制度の優遇性というのか、そういうのもこう考えるべきじゃないのかなと思って、今質問しました。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 小泉輝忠委員の御質問でございますが、1番下のところですね。内訳のほうもこう書かせていただきまして、若い方で60代の方が1人いらっしゃるって、高齢になるほど、こう多くの方が返納をされているというようなことではございます。

来ていただいたときにですね、申請者の方にですね、ちょっと少ないよとか、そういう話は特に今のところいただいではございませんので、その辺もですね、申請の方に聞けるチャンスがあればですね、ちょっと聞かしていただいてですね、上げられるのであれば、ちょっと財政のほう、また議員の御承認をいただきながらですね、予算要望のほうはしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 付け足しで申し訳ございませんが、意外と返納したときにこういう補助があるということを知らない住民の方もいらっしゃるかと思いますので、また定期的な周知、ぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかに御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、総務管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の徴税費、決算書88ページから97ページについて質疑を許します。決算書88ページから97ページの質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書93ページの負担金補助及び交付金の中の地方税共同機構に対する82万2,292円。これについて、御質問をさせていただきたいと思います。

まず、私、機構に関してはですね、実際の業務、これを引受けてくれている組織なんだなというような認識でいしましたが、実際にですね、美浦村の業務の中のどういう業務を引き受けていただいているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課長の佐藤です。

北出委員の御質問にお答えする前に、まず地方税共同機構について簡単に御説明いたします。

地方税共同機構は、地方税に関する事務の合理化、納税者などの利便を向上を目的として、地方税法に基づき、平成31年4月1日に設立された、全ての地方公共団体が共同して運営する地方共同法人です。

職員数につきましては、令和6年4月1日現在73名、うち地方団体からの派遣職員が44名。あと、理事長がですね、たしか東京都のOBの方、副理事長が旧自治省出身ということで、地方団体の職員でみなし公務員という扱いになっているとお聞きしています。

こちらに関してはですね、地方税に関する電子手続のポータルシステム、e L T A Xですね、e L T A Xの管理運営と、あとは自動車税、軽自動車税の手続システムですね。その管理運営と、地方税に関する教育研修とか、あと広報、その他啓発活動とか、そういったことを行っている団体です。

御質問についてなんですけども、地方税共同機構に負担金を支払っているわけなんですけど、負担金の対象となる事業につきましては、主なものといたしまして、地方税の電子申告、電子納付を行うe L T A Xの開発及び運用の費用、そのほか自動車税、軽自動車税関係システムの、こちらも運営管理電子化の費用、あとは地方税そのものの電子化の推進の費用があります。

実際に、村は地方税共同機構に負担金を交付して、地方税共同機構からe L T A Xを通じて、データを受領しているわけですが、どういったものがあるかといいますと、まず最初がですね、電子申告といたしまして、給与支払報告書とか公的年金支払報告書、あとは法人村民税の申告書、あとは償却資産の申告書、あとは村たばこ税の申告書ですね、こちらちょっと1点だけ数を申し上げますと、給与支払報告書というのは、御存じのとおり、従業員の勤め先の勤務先のほうがですね、お住まいの市町村に1月31日までに給与支払報告書ということで提出するものかと思うんですが、昨年

度ですね、美浦村全体で9,144件の提出をいただきました。そのうち、今申し上げた e L T A Xによる電子申告により電子的な提出をされた数が4,774件ということで、約半数強ですね、大体国全体の平均が6割ぐらいということで統計が出てますんで、そういった形で年々電子申告の割合が増えていると。

その次にですね、あとは電子申請届出というのがありまして、例えば特別徴収義務者が、所在地が変わったとか、あと名前が会社の名前が変わったとかそういった届出書とか、あとは法人村民税に係るそういう設立届出書とか、そういったものも電子的提出ができます。

あとですね、3番目に、電子納付のデータということで、特別徴収に関わる従業員のですね、特別徴収分の支払いを共通納税システムを使って電子的に納付したりとか、あとは法人村民税の電子申告に関わる法人村民税の確定申告分とか、予定納税分とかそういったものも、電子納付することができます。

あと最後に、4番目として、国税連携というシステムがありまして、これはこの名のおり、国税庁から所得税の確定申告データを村が受領しております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 詳しくですね、教えていただきましてありがとうございます。

それでですね、この負担金、前年度から、前年と令和4年度から比べると、まず1.5倍、約1.5倍になっていると思うんですけども、これはどういうあれですか。業務委託、業務が増えたとか、そういうのがあるんですか。ちょっと教えてください。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

引き続き、北出委員の質問にお答えいたします。

令和5年度の負担金につきましては、令和4年度中の機構の支出額について、機構の負担金規定というものに基づいて算出されておまして、今年度——令和5年度の支出済額、実際は令和4年分ですね。そちらについて82万2,292円、令和4年度の支出済額54万8,758円と比較して、27万3,534円。約1.5倍に伸びている、おっしゃるとおりでございます。この大きく増加している部分というのが、電子申告等の関係費の負担金、これが17万4,000円あります。あとは先ほど申し上げた、自動車で軽自動車に係る部分の、車体課税関係費負担金、10万1,000円ほど伸びております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 佐藤課長、数字言うとき、もう少しゆっくり言っていたければ。記録とるのが大変そうなので、よろしく願いいたします。

北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。数字はちょっと書きとれませんが

した、ごめんなさい。

でも大体ね、申告とかが増えてきたということで、1.5倍と。約1.5倍になったということは大体分かりました。ありがとうございました。

それですね、先ほど国内全ての地方自治体ということがありましたけれども、これはあれですかね、1,700市区町村及び、あれですかね、県のほうも入ってるんですか。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

加入自治体数についてですが、委員おっしゃるとおり、地方税共同機構は全ての地方公共団体が共同して運営する地方共同法人ですので、全部で1,788団体あります。内訳といたしましては、都道府県47、市町村が1,718、あとは東京都特別区23です。全ての地方団体が加入しております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございました。全ての地方自治体ということですね。

それですね、最後なんですけど、今後引き受けていただける業務というのは増えていくものと思いますけど、委託業務が増えれば当然ですね、委託料も増えていくと思います。

今後ですね、この賦課業務は、将来どのような方向に行くのか。また、地方公共団体、地方税共同機構との兼ね合いですね、これを、把握してる範囲で結構でございますので、本当に把握している程度で結構でございますが、聞かせていただければ。お願いします。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

地方税務手続のオンライン化に関わる目指すべき将来像というのを総務省のほうで出しておりまして、総務省のほうでは、納税者と地方団体との間のあらゆる手続についてオンラインで行うことを可能として、双方において電子的に受信した情報の事務処理での活用を可能とするという、要するに自宅にしながら全ての手続が完了するということを目指しておりまして、こちらをデジタル完結ということで、そういったものを目指しております。

ちなみになんですけど、今年度電子化されたものというのが既に二つありまして、一つ目が個人住民税の特別徴収の税額通知ですね。納税義務者に毎年5月頃に行くものなんですけど、こちらについて今年度から電子化されておりまして、残念ながらちょっと美浦村のほうでまだやってないんですけど、77事業所ですかね、そちらのほうから依頼がありまして、そちらの事業所にはデータのほうでお送りしたと。そちらの事業所のほうでまた従業員のほうにデータでお送りして、従業員はPDF化なりして自分

でデータを見るというような、そういった仕組みが始まっております。

もう一つがですね、相続税法の第58条通知というのがありまして、お亡くなりになった方の固定資産情報というのを税務署のほうに送付するんですけども、こちらもですね4月18日からデータで電送するようになっております。

あと、今後予定されているものもありまして、ちょっと大きなものだけ申し上げますと、一つがですね、個人住民税の申告ですね。住民税申告ということで、いわゆるゼロ申とかをやる方、一定数いると思うんですが、そちらが令和8年1月から。

あとは、地方公共団体の公金収納という、要するに税のほうは令和5年4月1日から9割収納ということで始まってますけれども、それ以外の介護保険料とか水道料金とかそういった交付金関係について、全てQRコードを付けてデジタル化を図るということで、こちらがですね、令和8年9月から。

あと、最後にですね、納税通知書も今紙で出しているところですけども、これも電子的通知をするということで、こちらが令和9年4月からということで予定されております。

いずれにしても、地方税共同機構と、あとは実際は電算会社である茨城計算センターのほうがやってくれておりますので、そちらに対する役割というんですかね、それは年々大きくなっていくものと思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。佐藤課長ね、勉強されてるんで、ありがとうございます。よく分かりました。

それでこれ、あれですかね、こうなってくると、今職員いると思うんですけども、そこで、何ですかね、計算センターとこの機構があれば、ほとんどもう税務事務ができちゃうような方向に、今から行くんですかこれ。あれでしょうけども、職員がいなければ基がないんで、まず無理だと思うんですけども、その辺はどうですか。

○委員長（林 昌子君） 佐藤 税務課長。

○税務課長（佐藤大吾君） 税務課 佐藤です。

ちょっと答えづらいんですけども、答えられる範囲でお答えすると、職員数については、当面の間は同じように必要なのかなという認識ではありますが、ただ一つ言えることは、もう技術的には市町村の垣根を越えて、もうデータの情報のやりとりだけで済んでおりますので、例えば阿見町で美浦村の住民票なり税情報を取得したりとか、今のところは法律的な制約があつてできませんけれども、もうそういった市町村の垣根というのは既になくなっていく状態だと、私は認識しております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

本当にね、納税通知書まで発行されるということなので、本当に今までやってたものが大分こうね、職員に対する負担が減ってきて、いいのかなと思います。80万のね、負担金ということでやるんでありますので、これからもね、職員の負担というのは減らしていければいいのかなと私は思っております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の戸籍住民基本台帳費、決算書96ページから103ページ、決算書96ページから103ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） すみません。決算書じゃなくて、事業報告書のですね72ページと74ページについて、ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、聞かせていただきたいと思います。その中にですね、72ページのですね、保健所に報告した出生数、死亡数とですね、74ページの処理件数ですね、異動処理件数。これに相違があるのかなと思うんですけども、少し差があるのかなと思うんですが、この原因というのは何なのか、ちょっと教えてください。

○委員長（林 昌子君） 中島 住民課長。

○住民課長（中島紀美江君） 住民課の中島でございます。

ただいまの北出委員の質問にお答えいたします。

72ページと、事業報告書72ページと74ページの数字が違うということでございますが、集計をしている、まず期間がそれぞれ違っているためでございます。72ページは、前月の15日から次の14日までの間に届出があった件数で、令和5年3月15日から令和6年3月14日までの件数を集計し、保健所へ報告した数でございます。それに対して、74ページは、1年間、令和5年度の1年間ですね、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの件数の集計となっているため、数字に相違が生じております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございます。

そうしますと、広報みほに毎月異動人数が入ってくると思うんですけども、これはあれでしょうけれども、74ページの数字が毎月入ってくるということでよろしいんですね。

○委員長（林 昌子君） 中島 住民課長。

○住民課長（中島紀美江君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の選挙費、決算書102ページから105ページ、決算書102ページから105ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の統計調査費、決算書106ページから107ページ、106ページから107ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の監査委員費、決算書106ページから109ページ、決算書106ページから109ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、監査委員費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。当該執行部の皆様、ありがとうございました。

皆様、暫時、自席にてお待ちください。

午前11時32分 休憩

午前11時33分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩に引き続き、会議を開きます。

控室で長時間お待たせしました。ありがとうございます。

続きまして、第3款・民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、決算書108ページから129ページ、決算書108ページから129ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の115ページの、電力・ガス……中ほどの、71番の電力・ガス・食料品等価格……すみません、ちょっと眼鏡忘れて字がよく見えなくて。聞きたいのは、事業報告書のほうで聞きたいので、事業報告書のほうが101ページ。この中の事業の概要の中の支給額のところのこの表の見方なんですけれども、この確認書、申請書、家計急変っていう、上の表でいうと、これの確認なんですけれども。

まずはこの対象の世帯には確認書を全て送って、確認書のところに支給額を受け取るという意思表示した人の世帯の数字なのか、それとも確認書を送ったところには全てもう支給をしたっていうことなのか、それが1点と、あとは申請書というのは、確認書を出してないけれども、自発的に申請をした世帯っていうことなのか1点。あとは、家計急変、これがちょっと、この辺のことを説明お願いしたいんですけれども。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 福祉介護課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） 福祉介護課 柳堀でございます。

山崎委員の御質問にお答えをいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金といたしまして、この表の中で確認書、申請書等ございます。確認書につきましては、ある程度こちらのほうで情報を、まずこれで間違いないかというようなものを対象の方にお渡ししまして、なるべくこう、スピード感をもって給付するという観点から、それで間違いないよというふうに送り返していただく。これが確認書というような形になっておりまして、ただ、こちらでもこの所得等に対して、対象が決まってまいります。

そうしますと、前年の所得がこちらで把握できてない転入者であったりとか、そういう方に対しましては、こちらで確認書をお渡しすることができない方もいらっしゃいます。そうした場合、あと様々な理由によりますね。住所地がこちらではないだとか、例えばDV関係とかそういう方もいらっしゃいますので、そういう特殊な事情を持った方は、確認書というより申請書をお使いいただいて、これこれこういう理由で申請しますというような形での申請書になってございます。

それと、ここで家計急変6件となっておりますが、こちらのほうの書類のほうに関しましては、ちょっと詳しくですね、確認をさせていただいて、後ほど御説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、確認書はその該当の世帯のところに全て送る。で、この支給をした世帯が1,294、この確認書を送った世帯、全部で何世帯を送ったのかが分かれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 福祉介護課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） その件につきましては、現在手元に資料がございますので、何件送って実際に返ってこなかった件数もあるかと思えます。そこも含めまして、後ほど提出をさせていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

後ほどということで、一般会計中に提出をお願いしたいと思います。

ほかに質問ございますか。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の115ページ、事業報告書の109ページ、項・社会福祉費、目・老人福祉事業、高齢者福祉事業について、老人クラブ数が1個増えているのにもかかわらず、クラブ員の人数が減ってるのはどういうことなのかなという気になったもので、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 柳堀 福祉介護課長。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） 大変申し訳ございません。そちらに関しましても詳しい資料を今お持ちしてございませんので、後ほど提出をさせていただきたいと思えます。

○委員長（林 昌子君） よろしくをお願いしたいと思います。

ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の児童福祉費、決算書128ページから149ページ、決算書128ページから149ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の災害救助費、決算書148ページから149ページ、決算書148ページから149ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

それでは、ここで執行部の入替えを行いますので、休憩といたします。当該課長、ありがとうございました。

午前11時42分 休憩

午前11時43分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4款・衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、決算書148ページから165ページ、決算書148ページから165ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の環境衛生費、決算書164ページから169ページ、決算書164ページから169ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書のページの170ページ、決算書167ページ。雑草除去、事業名が雑草除去委託事業費としてもありますけれども、村委託も自己管理も行わない所有者に対して、再度通知をするということになっております。

そして、それに従わなかった場合は、環境美化条例に基づく、空き地適正管理の勧告及び命令を行うとありますけれども、実際にそういう件数はあるのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

小泉輝忠委員の御質問でございますが、すみません、ちょっと手元に件数のほうを把握しておりませんが、私が承知している限りでは勧告をしたものはございます。件数としましては、あつて2件だったと記憶しています。

1件は確かにあつたと思いますので、件数のほうはちょっと後ほど調べまして、議員掲示板のほうで掲示できればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 掲示板のほうでよろしいですか。

よろしく願いいたします。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 私も小泉輝忠委員と同じところの質問なんですけれども、雑草除去の、これ勧告は1件、勧告を出した記憶があるっておっしゃってましたよね。勧告を出してその次に命令っていうのがあるんですけど、命令はまだないんですか。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） すみません、記憶で申し訳ございませんが、勧告の

ほうは出して、そのあとこの勧告に従って、私の知ってる場所ですと連絡がとれまして、シルバー人材センターに頼んで委託をして刈取りを行ったというようなことがあったと思いますので、命令までは行ってなかったかと記憶しておりますが、そちらもちょっと調べさせていただきまして、また御連絡させていただきます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 小泉輝忠委員の質問とちょっとダブるかもしれないんですけども、まず4月に雑草除去通知を送付しますよね。それで、このときに、4月に送った雑草除去通知、これは何件送付したのかと。

それで、あとは、村の委託も自己管理も行わない所有者に対して再度通知をした、再度通知をしたのが何件か。それもあわせてお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） すみません。通知のほうは、再度通知をした件数もですね、ちょっと手持ちが今ございませんので、お答えはちょっと控えますが、除去対象の区画数でしたら分かりますので、そちらのほうだけちょっとお話しさせていただきます。

対象の区画数としましては1,249区画——ここに書いてありますとおりでございますが、こちらのほうで対象区画がありまして、そのうち表、下のところですね、2段目になります。村のほうに委託をしたのが518区画。最後を自己管理等となっていますが、自己管理をしますよと、自分でしますよという回答をいただいているのが191区画でございます。

で、未回答という方もいらっしゃいますので、宛名不明で届かないような方もいらっしゃいます。そんな区画が540区画とちょっと多くなっておりまして、という状況でございます。

先ほど言われた、発送した件数等についてはですね、もう一度ちょっとお調べして、同じように勧告すると命令すると分かるような形でお示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の清掃費、決算書168ページから171ページ、168ページから171ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。
それではここで、昼食のため暫時休憩といたします。

また、執行部も入れ替わってございますので、またお調べいただいて、お伝えいただける件がありましたらお昼以降よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

午後の開始は、1時といたします。1時の御参集よろしくお願ひいたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

○議会事務局長（米澤 稔君） お疲れさまでございます。

定刻を過ぎましたので、そのまま会議のほうを続けさせたいと思います。

午前中の宿題の部分がありますので、各職員のほうから発表させていただきます。

まず、収納課の成嶋課長、お願ひします。

○収納課長（成嶋幸子君） 収納課 成嶋です。

午前中に下村委員から御質問がございました、不納欠損の内訳のほうなんですけれども、議員掲示板のほうに掲載させていただきましたので、御確認のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（林 昌子君） 掲示のみなので、質問はないですね。

よろしいですか。

よろしくお願ひします。

以上です。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、大竹課長のほうでお願ひします。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

まず初めに、塚本委員からの質問で、ふるさと応援寄附金の利用サイトということで、すみません、楽天が1番多いと言ったのですが、私のほうでちょっと集計誤りがありましたので、集計したものを今掲示板のほうに流しました。そちらを御覧いただければと思います。

ふるさとチョイスのほうは、すみません、1番多くて、ふるさとチョイスがうちとして1番最初に、付き合い長いのがふるさとチョイスで、そういった観点から、もしかしたらふるさとチョイスが多いのかなという、ちょっとなかなか分析は難しいんですが、一応そういったことでした。

大変失礼しました。

それともう1点、塚本委員の質問の電気の件なんです、すみません、令和3年、令和4年度は集計してあったんですが、令和5年度分はまだ集計してなくて、今、すみません、集計しますので、この期間中にお示ししたいと思います。3年の比較って

どうか、3年こんだけ効果があったという形で。

あとは、もう一つ、私、あともう1点、エネット、令和3年、令和4年はエネットと申しましたが、3年間、九州電力でした。

すみません、失礼しました。

それと、松村委員からの質問で、定住促進、令和5年度件数が減っているという御質問で、分析ということだったと思うんですが、新築件数を、すみません、税務課のほうで調べていただきまして、全部で17件、そのうち申請があったのが9件というところで、これこの件についてはちょっと分析なかなか難しいところなんですけど、周知の方法にしましても、稲敷市の今年できました稲敷市役所の前のビジョンのほうに、定住促進最大何十万円というようなそういう広告というか、お知らせを出したりしてましたので、美浦村としましてもMihovisionのほうで、そういった目指すところで、そういった広報活動しながら、かつ事業に取り組んでいきたいと思っております。今後につきましても、この分析、もう少し詳しく分析しながら進めていければと思っております。

○委員長（林 昌子君） ただいまの報告で、何か御質問したい点ございましたら、ここで。

よろしいですか。

ありがとうございました。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、富田 生活安全課長、お願いします。

○生活安全課長（富田正寿君） 生活安全課 富田でございます。

午前中、山崎委員よりいただきました、空き家の件でございます。こちらのほうは、議員掲示板のほうにですね、地図と3か所の空き家の写真のほう、外観のほうの写真のほうをちょっと載せましたので、御確認いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、柳堀 福祉介護課長、お願いします。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） それでは、午前中、山崎委員より御質問いただきました、電力ガス給付金の通知数でございますが、3万円のほうの対象者の通知数が1,459通でございます。88.7%の給付というような形になっております。

続きまして、下の7万円のほうの給付でございますが、こちら基本的に同じ対象者でございます。前回の対象者、基準日が違いますので、イコールにはならないんですけども、基本的に前回の3万円の対象者と同じ方ということでございますので、ここは100%でございます。通知数が、確認書で1,338通、給付数も1,338通ということでございました。

また、家計急変、こちらはどのような申請のやり方であったかというようなところ

であったかと思えます。令和5年度が課税でありましたけども、家計が急変してしまった方に対しまして、非課税相当の所得に変わってしまった場合に、その証明書等を持ってきてもらって、窓口に行って申請をしていただいたというような方で、こちらから通知等をお送りしたということではございません。

山崎委員の御質問に対しての御回答は以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員、これに対しての質問はよろしいですか。

ありがとうございました。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、柳堀 福祉介護課長、お願いします。

○福祉介護課長（柳堀 浩君） それでは続きまして、小泉輝忠委員より御質問いただきました、老人クラブのクラブ数は増えているのに会員数が減っているといった御質問でございます。

実際に増えたといえますか、戻ったというようなクラブでございますけれども、郷中の老人クラブでございます。ただ、このクラブの会員数は、4名でございます。

他のクラブが軒並み会員数が減っている、数名増えているところもございますが、10数名減っているといったクラブもございまして、全体ですと33名の減となっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員、これに対してはよろしいですか。

ありがとうございました。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、富田 生活安全課長、お願いします。

○生活安全課長（富田正寿君） もう一つ質問いただきました、雑草除去の委託業務費の件でございます。

報告件数につきましては、1件のほう勧告させていただきました。

ごめんなさい、小泉輝忠委員と山崎委員からいただいた御質問の件ですね、すみません。

勧告の件数は1件でございます、その勧告をしたところ、地権者の方が雑草除去をしていただいたので、そのあとの命令には至っておりませんので、命令のほうはゼロ件でございます。

もう一つですね、再通知の件数ということでございますが、全部で232区画の地権者の方に通知のほうを差し上げております。うち、さらに57件、そのうちの57件については、さらにまだ改善がされてないので、再々通知ということでお願いした件数が57件ございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） これに対して、小泉輝忠委員、山崎委員、よろしいですか。

ありがとうございました。

○議会事務局長（米澤 稔君） 続きまして、松葉 学校教育課長、お願いします

○**学校教育課長（松葉時男君）** 学校教育課の松葉でございます。

午前中ありました、下村委員から質問のございました、各校給食費、収入未済額の内訳につきまして、各学校毎の未納明細につきまして、議員掲示板のほうに提示させていただきます。

申し訳ございませんが、後ほど御確認いただければと存じます。よろしくお願いたします。

○**委員長（林 昌子君）** 下村委員、よろしいですか。

富田課長に対しての質問……山崎委員。

○**委員（山崎幸子君）** 雑草除去の件なんですけれども、これ村の委託も、自己管理も行いはなかったものに対して232通、通知を出して、その後57件がまだ何もやらす再々通知。

それで、ここから今度勧告に進むのっていうのは、どの段階で勧告に進んでいくのでしょうか。

○**委員長（林 昌子君）** 富田 生活安全課長。

○**生活安全課長（富田正寿君）** 山崎委員の御質問にお答えさせていただきます。

勧告に進むケースとしましては、周辺住民に危険に及ぶような、大変危険な状態だとうちのほうで判断しました場合は、勧告に進みまして、それでこの勧告も守っていただけないという方については、命令のほう差し上げて、命令ももし無視……無視するというか、従っていただけないようなときには、その方を公表するというような形の手続きになっておりますが、そこまで行ったケースはなかったと記憶しております。

以上でございます。

○**委員長（林 昌子君）** 山崎委員。

○**委員（山崎幸子君）** 勧告に進むのは、近隣の、再三通知を出しても何もやらす、それで近隣住民に危険が及ぶような状況になったときに勧告って、この近隣住民に危険が及ぶっていうのはどういった基準なんでしょう。

○**委員長（林 昌子君）** 富田 生活安全課長。

○**生活安全課長（富田正寿君）** あくまでも、現地を見て、職員が見るわけでございますが、雑草のほう之余りにも生えていて、隣の家にかぶさって、火災等放出をされてしまったらもう大きく盛り上がってしまうような、雑草も背丈になっているだとか、そういうようなちょっと主観的に見て、大変危ない状況だと判断できた場合は、勧告・命令というような形をとらせていただいて、作業のほうは進めるような形としております。

以上でございます。

○**委員長（林 昌子君）** 山崎委員。

○**委員（山崎幸子君）** そうしますと、そこでポイ捨てをやられたときに火災になったりする危険性がある。

そうすると、そこっていうのは、住宅地のみになるのでしょうか。例えば、家が近くにあるんだけど、山林とかそういったものになって、かなり草が伸びてるっていうのは……。

○委員長（林 昌子君） 富田 生活安全課長。

○生活安全課長（富田正寿君） 今、通知をする件数につきましては、あくまでも宅地造成をしているところ、うちのほうで草刈りをしてくださいねということで、4月頃皆さんに出しているわけでございまして、山林として持っているようなところに関しては該当しておりませんで、宅地の刈取りを行う通知は行っておりませんが、いろいろ周りの住民の方からも、そういう問合せ・通知をしてほしいということがありますので、そういったときにはそこを見に行きまして、通知のほうは差し上げますが、山林等に関しては環境美化条例にちょっと該当しないのかなということで、そういうようなところには命令とか勧告とかはちょっとしていないような状況でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

ありがとうございました。

調査のほう、大変ありがとうございました。早々に掲示板に掲示していただき、ありがとうございました。

それでは引き続き、会議を開きます。

第5款・農林水産業費、第6款・商工費、第7款・土木費、第8款・消防費の審査を行います。

農林水産業費の農業費、決算書172ページから183ページ、決算書の172ページから183ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の林業費、決算書182ページから185ページ、決算書182ページから185ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の水産業費、決算書184ページから185ページ、184ページから185ページの質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、水産業費の質疑を終結いたします。

続きまして、商工費の商工費、決算書184ページから189ページ、184ページから189ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、決算書188ページから191ページ、決算書188ページから191ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、決算書190ページから195ページ、190ページから195ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の208ページ、決算書の195ページ、款7・土木費、項・道路橋梁費、目・橋梁維持費、事業名としては橋梁維持補修ということでありませけれども、これに以前は地図なんか載せて、どこだよというのは、それで地図なんか載せてもらっていたと思うんですよ。これ見ると、なかなかわかんないので。

決算書を見たときは、私はその橋はどここの橋だっというのは確認しているので、できれば地図を載せてもらいたいなと思って、お話をしました。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 都市建設課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。

小泉輝忠委員の御質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。

この後、議員掲示板のほうに4号橋、4号橋というのは、大谷のほうからトレセンに向かっていく道路の上にかかっている橋、ちょうど信太からトレセンに向かうところのカーブのところの橋になります。こちらが4号橋になりますので、こちらの地図のほうも、掲示板のほうに掲載させていただきます。

以上であります。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

後ほどよろしく願いいたします。

ほかに御質問のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、決算書194ページから199ページ、決算書194ページから199ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 御苦労さまでございます。

決算書197ページの都市計画総務費で、都市計画マスタープラン策定事業費がここにあります。前にこれ聞くと、令和5年、令和6年で策定と伺ってございます。現在、人口減少、さらには財源等の目減りにより、このマスタープラン、大変重要な、大変大事な計画であると私は思ってございます。

そういう中で、一つは、この進捗状況はどうかというのが1点。

それともう1点は、昨年の決算のときから新年度予算のときはちょっと私忘れたんですけども、できれば、これができ上がる前に、議会のほうにこの内容とどういう計画になっていくのかという説明をお願いしたいという話をしてございますけれども、この2点についてお伺いしたいと思っております。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 都市建設課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。

諸岡委員の御質問にお答えいたします。

まず、マスタープランですが、平成23年にマスタープランを策定しまして、もう10年以上たっておりますので、今回新たに、現状とかも変わっておりますので、新しく策定しているところでございます。

令和5年度ですが、委員会や幹事会、ワーキングチームの会議を2回ほど行いまして、専門分野の洗い出しまでが令和5年度で終わっております。

令和6年度現在ですが、ただいま策定中の素案になりまして、これを県の都市計画課のほうに提出する段階になっておりまして、これがこれまでの進捗状況でございます。

この後の御報告になりますが、素案のほうが県のほうで確認していただいて、この後に概要版というのが完成してきますので、そちらの概要版ができ次第、恐らく11月か、12月の定例会のほうで御報告できると思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○委員長（林 昌子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） これは、県のほうに出すと、県のほうが審査をして、都市計画上、これが合致しているのか、これがまずいのかという話になろうかと思うんですけども、それでもう決まっちゃうのかな。

県のほうに出して行って、それをクリアするとなると、それでもこのマスタープランはそれで決まりということで、認識してよろしいんですか。

○委員長（林 昌子君） 糸賀 都市建設課長。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 諸岡委員の御質問にお答えいたします。

すみません、ちょっと今の段階ではちょっと、私のほうで把握してないところもあるんですが、おおよそこれで決まってくるのかなとは思いますが。

以上になります。

○委員長（林 昌子君） 岡澤 経済建設部長。

○経済建設部長（岡澤光一君） 経済建設部 岡澤です。

諸岡委員の御質問でございますが、糸賀課長でのほうから御説明したとおりなんですけど、若干つけ加えさせていただくとですね、関係機関の県のほうの同意とか審査、審査という言い方があれなんですけども、確認を得た上で、美浦村の都市計画審議会のほうを図って決定することになります。

肝心のこの、お見せした後に直せるかどうかは決まったところで見せるのかというような意味合いの御質問かなと思うんですが、ある程度ですね、まとまった上でないといふ県のほうに提出できませんものですから、素案としてお出しするんですが、それが確定ではございませんので、糸賀課長が申しましたように、11月の自治研とかですね、12月の議会全員協議会のあたりで、御説明はさせていただきたいと思っております。

ちなみに、議員のほうからも策定委員のほうでお願いいたしておりますので、また改めて、また最後に確定した段階で3月にもお示ししたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 諸岡委員。

○委員（諸岡正明君） 今、岡澤部長より話がありましたように、これ美浦村の5年後、それから10年後、10年先を見て、大事な計画であると思っておりますので、議会のほうに、そんなに遅くないうちに、御説明をできたらお願いしたいなということをお願いして終わりにします。

ありがとうございます。

○委員長（林 昌子君） よろしく申し上げます。

ほかに御質問ございません。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、決算書198ページから205ページ、198ページから205ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。
ここで、執行部の入替えを行いますので、休憩といたします。ありがとうございました。

午後1時24分 休憩

午後1時25分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
第9款・教育費の審査を行います。
教育費の教育総務費、決算書204ページから217ページ、決算書204ページから217ページについての質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。
続きまして、教育費の小中学校費、決算書216ページから231ページ、216ページから231ページについての質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、小中学校費の質疑を終結いたします。
続きまして、教育費の中学校費、決算書230ページから237ページ、230ページから237ページについての質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。
続きまして、教育費の幼稚園費、決算書236ページから245ページ、236ページから245ページについての質疑を許します。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、決算書244ページから265ページ、決算書244ページから265ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、決算書264ページから275ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

264ページから275ページです。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

それではここで、執行部の入替えを行いますので、休憩いたします。執行部の皆様、ありがとうございました。

午後1時29分 休憩

午後1時30分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

第10款・災害復旧費、第11款・公債費、第12款・予備費の審査を行います。

災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、決算書276ページから277ページ、276ページから277ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費の公債費、決算書276ページから277ページ、276ページから277ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、公債費の質疑を終結いたします。

続きまして、予備費の予備費、決算書276ページから279ページ、276ページから279ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、予備費の質疑を終結いたします。
続きまして、実質収支に関する調査及び財産に関する調査、決算書280ページから286ページについて、280ページから286ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、実質収支に関する調査及び財産に関する調査の質疑を終結いたします。

ただいま、質問が大体これで終結するわけですがけれども、また質問に対する答弁が届いてないものがございますので、ここで終結することなく、引き続きですね、特別会計のほうに移りまして、宿題が届いた段階で一般会計を終結したいと思います。よろしく願いいたします。

ここで、執行部の入替えを行いたいと思います。

それでは、ちょっと答えを待ちたいと思ひまして、暫時休憩とさせていただきます。

午後1時35分 休憩

午後1時47分 開議

○委員長（林 昌子君） 大変お待たせをいたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。よろしいですか。

それでは、糸賀 都市建設課長、お願いします。

○都市建設課長（糸賀卓也君） 都市建設課 糸賀です。大変お待たせいたしました。

小泉輝忠委員から御質問ありました、4号橋修繕工事の位置図につきまして、ただいま議員掲示板のほうに掲載いたしましたので、御確認のほどよろしく願いいたします。

来年度からはですね、事業報告書のほうにも、位置図と写真のほうをおつけいたしますので、またよろしく願いいたします。

以上になります。

○委員長（林 昌子君） 容量が大きくて、事業報告書が重くなるのは申し訳ないんですけれども、ぜひ掲示のほうをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

この件について、小泉輝忠委員、よろしいですか。

それでは、これで全て一般会計終結いたしました。

以上で、議案第17号 令和5年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

ここで、討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定いたしました。
大変議事進行に皆様御協力いただき、ありがとうございました。
先ほど執行部の入替えが進んでおりますので、このまま継続をして特別会計のほうに入ってもらいたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） それでは、議案第18号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書の287ページから326ページ、287ページから326ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。
よろしいですか。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第19号 令和5年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書の327ページから390ページ、327ページから390ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第20号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書の391ページから406ページ、391ページから406ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第21号 令和5年度美浦村水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、補足説明を許します。
飯田 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田和徳君） 上下水道課 飯田です。よろしくお願いいたします。

まず、初めにですね、美浦村の債権管理条例に基づいてですね、不納欠損を行ったものについて御報告いたします。

上下水道課令和5年度歳入不納欠損額の資料を御覧いただければと思います。

令和5年度におきましては、水道料金のほうで286万7,334円、それから公共下水道使用料、こちらが83万4,959円、続いて農業集落排水事業使用料、こちらが45万5,960円。それと公共下水道事業の受益者負担金、こちらで150万8,000円の不納欠損を行っておりまして、合計で566万6,253円となっております。

そのうちで、報告のほうが必要となります部分が、太枠でちょっと囲ませていただいているんですけれども、こちらが債権管理条例にのっとりまして不納欠損をいたしました部分になります。

内容としましては、水道料金で124名分、286万7,334円。農業集落排水事業の使用料、こちらが10名分、37万5,591円。合計で134名分の324万2,925円となっております。

また、滞納額のうち、令和5年度に徴収した額としましては、水道料金で486万8,733円。下水道料金で205万339円。合計で691万9,072円を徴収いたしております。

以上、令和5年度の不納欠損等につきまして御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 飯田課長、補足説明ありがとうございました。

ただいま御説明ございました、この件に関して、質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） ありがとうございます。

この中でですね、まず、消滅時効。恐らく5年間、何もやらないとって、当然出てくるわけでありませうけれども、そういう案件があったのかどうかと、あとこの中で外国人が、不納欠損になってるものがあったら教えてください。

○委員長（林 昌子君） 飯田 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田和徳君） 上下水道課 飯田です。

下村委員の御質問にお答えします。

いろいろこの、何て言うんでしょう、こういうもので欠損してるっていう資料をちょっと後で、掲示板のほうに出ささせていただければと思いますので、そちらでよろしいでしょうか。後ほど上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） ほかに御質問ございますか。

北出委員。

○委員（北出 攻君） この内訳表のほかに、年度別のデータの古いものもあると思うんですけれども、最高に古いので、何年度分が1番古いものになってますか。

○委員長（林 昌子君） 飯田 上下水道課長。

○上下水道課長（飯田和徳君） 今もう古いものっていうのは基本のございませんで、今回、令和5年度に落としたもので1番古いのは、料金ですと平成30年度のもの1番古いものになります。

○委員長（林 昌子君） ほかに御質問ございますか。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第22号 令和5年度美浦村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

31ページから73ページになります。

質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第23号 令和5年度美浦村電気事業会計剰余金の処分

及び決算認定についてを議題といたします。

75ページから100ページになります。

本案について、補足説明を許します。

大竹 企画財政課長。よろしく申し上げます。

○企画財政課長（大竹裕幸君） 企画財政課 大竹です。

それでは、令和5年度電気事業会計決算の概要について御説明したいと思います。

初めに、発電量についてですが、前年度比14万2,437キロワットアワー増となり、前年度比5.1%増の294万3,203キロワットアワーとなり、過去最高となっております。

決算額について御説明いたします。

売電収入となります営業収益につきましては、ただいま申し上げましたとおり、過去最高の発電量がありましたので、前年度比512万8,000円増の1億595万5,000円となっております。売電開始から計9年目となりますが、天候に恵まれたことから、こういった決算の内容になったと思われま。

営業外収益につきましては、前年度比3万1,000円増の13万4,000円となり、営業収益に営業外収益を加えた電気事業収益は、前年度比515万9,000円増の1億608万9,000円となっております。

続きまして、費用のほうなんです。維持管理費等の経費となります営業費用につきましては、前年度比6万5,000円増の3,822万2,000円となっております。

営業外費用の企業債利息につきましては、前年度比17万5,000円増の151万9,000円となっており、営業費用と営業外費用を合わせた電気事業費用につきましては、前年度比24万円減の3,974万1,000円となっております。

電気事業収益から電気事業費を差し引きました純利益につきましては、前年度比539万9,000円増の6,634万5,000円となっております。

資本的支出では、電気と需要と電気の需要と供給のバランスを保つため、東京電力からの出力制御の指示があったときに対応するための出力制御工事、税抜450万円を発注しておりますが、発電所、IDの発行の遅延等により、年度内の設置が不可能となったため今年度に繰越しを行っております。したがって、固定資産の有形固定資産建設仮勘定に450万円が計上されております。

最後に、剰余金の処分について御説明いたします。

令和5年度決算での剰余金の処分としましては、地球温暖化対策設置補助金分で一般会計で行っております中央地球温暖化対策事業の決算額300万円から、この事業の財源としています県補助金の自立分散型エネルギー設備導入促進事業補助金20万円を差し引いた280万円、そのほか撤去費用積立金で150万円、合わせて430万円を処分することといたしております。

以上、簡単であります。令和5年度電気事業会計決算について御説明いたしました。

○委員長（林 昌子君） 大竹 企画財政課長、補足説明ありがとうございました。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案を可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。
よって、本案を可決及び認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。
これで、令和6年第3回美浦村議会定例会決算審査特別委員会を閉会といたします。
長時間、大変お疲れさまでございました。

午後2時02分 閉会